

債券発行概要書(発行者情報)

(令和6年度) 自 令和6年4月1日
至 令和7年3月31日

— 発行者 —



地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

1. 本「地方公共団体金融機構債券発行概要書 発行者情報」（以下「本発行者情報概要書」といいます。）は、地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号。以下「機構法」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構法を指します。）第 40 条第 1 項に基づき発行する債券（以下「機構債券」といいます。）の発行者である地方公共団体金融機構（以下「機構」といい、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改組前の地方公営企業等金融機構を指します。）の経理の状況、その他事業の内容に関する重要な事項及びその他の公益又は投資者保護のため必要かつ適当な事項を令和 7 年 6 月 30 日時点の情報に基づき記載しています。なお、将来に関する事項については、令和 7 年 6 月 30 日現在において判断したものです。
2. 機構は、機構債券のうち政府保証のない一般担保付公募債（以下「地方金融機構債」といいます。）を発行の都度、当該地方金融機構債ごとに「地方公共団体金融機構債券発行概要書 証券情報」（以下「各証券情報概要書」といいます。）を作成する予定です。各証券情報概要書には、該当する地方金融機構債に関する詳細が記載されます。地方金融機構債への投資判断にあたっては、当該各証券情報概要書も併せてご覧ください。また、本発行者情報概要書作成以後に公表すべき事項が発生した場合、各証券情報概要書に補完情報として記載することとします。
3. 機構債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条により同法第 2 章の規定が適用されず、したがって、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われていません。本発行者情報概要書は、機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号。以下、平成 21 年 6 月 1 日より前においては改正前の地方公営企業等金融機構の財務及び会計に関する省令を指します。）に定める財務諸表、事業報告書及び決算報告書等の既存の資料を抜粋又は要約の上、機構が任意に作成したものであり、金融商品取引法に基づく法定開示書類ではありません。
4. 本発行者情報概要書には機構の財務諸表を記載していますが、これは機構法及び地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令に依拠して作成したものです。当該財務諸表は、機構法第 37 条第 1 項に基づき、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けていますが、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項に規定される監査証明は受けていません。

本発行者情報概要書に関する連絡場所

東京都千代田区日比谷公園 1 番 3 号

電話番号 03-3539-2696

地方公共団体金融機構 資金部 資金課

目 次

【表紙】

【法人情報】	1
第1【法人の概況】	1
1【主要な経営指標等の推移】	1
2【沿革】	2
3【事業の内容】	4
4【従業員の状況】	8
第2【事業の状況】	9
1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	9
2【サステナビリティに関する考え方及び取組】	34
3【事業等のリスク】	36
4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	39
5【重要な契約等】	58
[参考]【わが国の地方財政制度の下での機構の資産の安全性と強固な財務基盤】	59
第3【設備の状況】	62
1【設備投資等の概要】	62
2【主要な設備の状況】	62
3【設備の新設、除却等の計画】	62
第4【機構の状況】	63
1【出資金等の状況】	63
2【コーポレート・ガバナンスの状況等】	63
(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】	63
(2)【役員の状況】	67
(3)【監査の状況】	68
(4)【役員の報酬等】	69
第5【経理の状況】	69
【財務諸表等】	70
(1)【財務諸表】	70
①【貸借対照表】	70
②【損益計算書】	71
③【純資産変動計算書】	72
④【キャッシュ・フロー計算書】	73
⑤【附属明細書】	95
(2)【決算報告書】	99
(3)【主な資産及び負債の内容】	102
(4)【その他】	102
第6【機構の参考情報】	102
監査報告書	巻末

【法人情報】

第 1 【法人の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の最近 5 事業年度に係る主要な経営指標等の推移は次のとおりです。

（単位：百万円、人）

回次	第 13 期	第 14 期	第 15 期	第 16 期	第 17 期
決算年月	令和 3 年 3 月	令和 4 年 3 月	令和 5 年 3 月	令和 6 年 3 月	令和 7 年 3 月
経常収益	259,923	235,867	217,989	209,118	208,625
経常利益	118,247	110,319	101,776	90,841	82,808
当期純利益	27,388	32,263	36,079	36,292	36,232
出資金	16,602	16,602	16,602	16,602	16,602
純資産額	340,621	368,104	393,946	425,891	449,020
総資産額	24,857,606	24,834,865	24,556,329	24,164,123	23,893,823
営業活動による キャッシュ・フロー	827,664	△399,361	973	△133,500	112,118
投資活動による キャッシュ・フロー	△227,710	△327,271	172,875	540,266	△69,787
財務活動による キャッシュ・フロー	△50,958	△26,308	△30,002	△30,410	△7,323
現金及び現金同等物の 期末残高	1,106,432	353,491	497,337	873,692	908,700
職員数 [外 非常勤職員平均雇用人員数]	85 [9.0]	90 [10.0]	88 [10.0]	91 [11.5]	95 [11.7]

- （注）
1. 子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。
 2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。
 3. 出資金は、全ての地方公共団体（都道府県・市区町村等）の出資によるものです。
 4. 機構は、機構法に基づき地方公共団体に長期かつ低利の資金を融通すること等を目的とする法人であることから、自己資本比率及び自己資本利益率は算出しておりませんが、同法に基づき 2.2 兆円の金利変動準備金等の財務基盤を有しております。

2【沿革】

機構は平成 20 年 8 月 1 日に設立され、平成 20 年 10 月 1 日に、「地方公営企業等金融機構法」（平成 19 年法律第 64 号。）附則第 9 条第 1 項の規定に基づき、公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）の一切の権利及び義務（同条第 2 項の規定により国が承継する資産を除く。）を承継して業務を開始しました。

また、「地方交付税法等の一部を改正する法律」（平成 21 年法律第 10 号）第 5 条の規定による「地方公営企業等金融機構法」の改正により、平成 21 年 6 月 1 日から法人名を変更しました。

旧公庫及び機構の沿革は、それぞれ次のとおりです。

(1) 公営企業金融公庫

年月	事 項
昭和 32 年 6 月	公営企業金融公庫法に基づき設立（6 月 1 日）
昭和 35 年 11 月	農林漁業金融公庫の委託に基づく貸付（「受託貸付」）を開始
昭和 41 年 4 月	特別利率貸付制度を創設
昭和 42 年 9 月	国庫補給金の受入れ開始
昭和 45 年 4 月	地方財政法及び公営企業金融公庫法の一部改正 （公営競技納付金制度の創設、公営企業健全化基金の設置）
昭和 47 年 6 月	公営企業金融公庫法の一部改正（地方道路公社と土地開発公社への貸付開始）
昭和 53 年 5 月	公営企業金融公庫法の一部改正 （一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）が貸付対象に追加）
昭和 59 年 3 月	外貨による公営企業債券の発行開始
平成 元年 6 月	債券借換損失引当金制度を創設
平成 2 年 6 月	臨時特別利率制度を創設
平成 9 年 9 月	「特殊法人の整理合理化について」閣議決定（非常勤理事（1 名）を追加、公営企業金融公庫 運営協議会の設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3 年間で廃止））
平成 13 年 4 月	国庫補給金を廃止 利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設
平成 13 年 6 月	特殊法人等改革基本法成立
平成 13 年 12 月	特殊法人整理合理化計画策定、財投機関債の発行開始
平成 14 年 12 月	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」閣議決定
平成 17 年 12 月	「行政改革の重要方針」閣議決定（平成 20 年度の公庫廃止、資本市場等を活用した仕組み の在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等）
平成 18 年 5 月	行政改革推進法成立
平成 18 年 6 月	「政策金融に係る制度設計」政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部決定

平成 18 年 10 月	地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成 19 年 5 月	地方公営企業等金融機構法成立
平成 19 年 6 月	地方公共団体財政健全化法成立
平成 20 年 10 月	地方公営企業等金融機構法に基づき解散(10 月 1 日)

(2) 地方公共団体金融機構

年月	事 項
平成 20 年 8 月	地方公営企業等金融機構法に基づき「地方公営企業等金融機構」(Japan Finance Organization for Municipal Enterprises) が設立(8 月 1 日)
平成 20 年 10 月	旧公庫の解散に伴い、旧公庫の権利及び義務を承継して業務開始(10 月 1 日)
平成 21 年 6 月	地方公営企業等金融機構法の一部改正に伴い、「地方公共団体金融機構」へ改組(6 月 1 日)
平成 24 年 2 月	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成 28 年 1 月	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制を導入

3【事業の内容】

(1) 機構の基本的な仕組み

(地方債資金の共同調達機関)

機構は、主として政府保証のない一般担保が付与されている地方公共団体金融機構債の発行により資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給することで、個々の地方公共団体による資本市場からの資金調達を補完する役割を果たしております。

令和6年度貸付額 1兆4,368億円、令和6年度末貸付金残高 22兆7,001億円

令和6年度債券発行額 1兆7,404億円、令和6年度末債券発行残高 18兆6,812億円

(注) 債券発行に係る金額は発行価額ベースです。

なお、既往の政府保証債により調達した資金の借換えのために発行する債券については、引き続き政府保証が付されております。

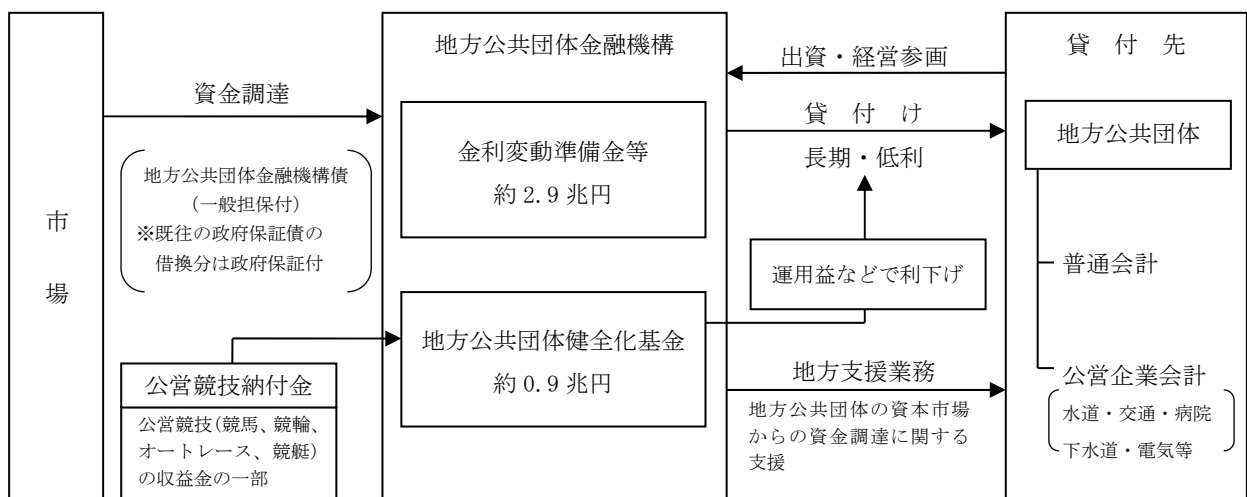
(金利変動準備金等)

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しているため、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じております。そのため、債券等の借換え時に生じる金利リスクへの対応に必要な財務基盤として、金利変動準備金等を設けております。

(健全化基金を活用した利下げ)

機構は、公営競技(競馬、競輪、オートレース、競艇)の施行団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っております。

貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ



(計数は令和6年度末現在)

(2) 業務の概要

① 貸付業務

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付けを行っております。

(貸付対象)

機構の貸付先は、地方公共団体です。

平成 21 年 6 月の地方公共団体金融機構への改組に伴い、従来、主として公営企業債であった貸付対象を広く一般会計債に拡充し、貸付対象事業を追加してまいりました。

年度	追加した事業等
平成 21 年度	地域活性化事業、防災対策事業、合併特例事業、臨時財政対策債
平成 22 年度	社会福祉施設整備事業
平成 23 年度	公共事業等、旧緊急防災・減災事業（平成 24 年度同意債で終了）、一般事業（出資金・貸付金、負担金）、被災施設借換債
平成 24 年度	学校教育施設等整備事業、一般事業（地域総合整備資金貸付事業、被災施設復旧関連事業）、電気事業（太陽光発電）
平成 25 年度	全国防災事業（平成 27 年度同意債で終了）、緊急防災・減災事業、特定被災地方公共団体借換債
平成 26 年度	一般廃棄物処理事業
平成 27 年度	公共施設最適化事業（平成 28 年度同意債で終了）
平成 28 年度	一般補助施設整備等事業（東日本大震災分）
平成 29 年度	公共施設等適正管理推進事業（公共施設最適化事業）
平成 30 年度	過疎対策事業（簡易水道施設及び下水道処理施設）
令和 元 年度	緊急自然災害防止対策事業、過疎対策事業（診療施設）
令和 2 年度	減収補填債（令和 2 年度同意債限り）、過疎対策事業（基金積立を除く全事業）
令和 4 年度	辺地対策事業
令和 5 年度	脱炭素化推進事業
令和 6 年度	こども・子育て支援事業

今後とも地方公共団体の資金ニーズに適時・適切に対応してまいります。

なお、機構の貸付けは地方債計画に計上された公的資金として実施されるため、長期貸付の貸付対象は「地方財政法」（昭和 23 年法律第 109 号）の規定により総務大臣又は都道府県知事の同意又は許可を得た地方債に限られます。

(貸付けの種類)

機構の貸付業務は、地方公共団体に対し、長期、安定、低利の貸付けを「一般貸付」として実施しております。

一般貸付は貸付期間等によって、「長期貸付」、起債同意（許可）の見込みが確実な事業に対して長期貸付までのつなぎ資金を同意（許可）前に貸し付ける「同意・許可前貸付」、当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる一時借入金の資金を貸し付ける「短期貸付」の 3 種類があります。

また、株式会社日本政策金融公庫からの委託に基づいて、地方公共団体向けの「受託貸付」も行っております。

（貸付利率）

機構の長期の貸付利率は、平成 24 年度同意（許可）債から、従来の特別利率（基準利率－0.30%）及び臨時特別利率（基準利率－0.35%）を機構特別利率（基準利率－0.35%）に一本化し、基準利率及び機構特別利率の 2 種類となりました（平成 23 年度以前の同意（許可）債については、特別利率及び臨時特別利率が適用されます。）。

基準利率は、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のそれぞれのキャッシュ・フローの割引現在価値とが等しくなるように定めた利率です。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益等及び機構自己財源を活用して、基準利率を 0.35% 利下げしたもので（ただし、同一償還条件の財政融資資金の利率が下限となります。）、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されています。

（償還期限）

貸付対象に応じて設定している償還期限は、従来は最長 28 年（平均約 25 年）でしたが、平成 21 年 6 月の改組を契機に、貸付対象ごとの償還期限の見直しを行い、平成 21 年度同意（許可）債からは最長 30 年とするなど、全般的に償還期限を延長しました。また、平成 27 年度同意（許可）債からは、地方公共団体のニーズを踏まえ、公営企業で耐用年数が非常に長期である上・下水道等の事業については償還期限を最長で 40 年に延長しております。

（貸付けの審査体制）

機構では、地方債の同意（許可）手続により、事業の内容、適法性及び償還確実性等が確認されていることを前提に、貸付前・貸付時・貸付後に、それぞれ必要な審査を適切に実施しております。

- ・ 貸付団体・企業の確認

貸付予定及び貸付残高を有する地方公共団体・公営企業について、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号。以下「財政健全化法」という。）に定める健全化判断比率等を用いて、各団体の財政状況と各公営企業の経営状況を把握するとともに、必要に応じて都道府県及び政令指定都市等からヒアリングを実施します。

- ・ 貸付時における確認

貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。

- ・ 貸付後の確認

貸付後、現地調査を行い、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。

（公営競技納付金等による利下げ）

機構特別利率と基準利率との利差を補てんするための財源は、公営競技納付金により積み立てられた地方公共団体健全化基金の運用益、当該年度に納付された公営競技納付金及び自己財源を充てております。

公営競技納付金は、地方公共団体が行う公営競技（競輪、競馬、オートレース、競艇）の収益の均てん化を図ることを目的に、その収益の一部を公営競技施行団体から受け入れるもので、これを地方公共団体健全化基金に積み立て、その運用益等を貸付利率の引き下げの財源として活用しております。

② 地方支援業務

機構は、地方の共同資金調達機関であり、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通する役割を担っております。この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体の健全な財政運営の実現に向けて、民間金融機関等からの資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般に関わる各種支援事業を、団体のニーズを踏まえて積極的かつきめ細かに実施しております。具体的には、以下の3つの分野で地方公共団体のニーズに即した支援を提供しております。

（調査研究）

地方公共団体の財政運営や地域金融等に関する総合的な調査研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど地方公共団体に還元しております。

（人材育成・実務支援）

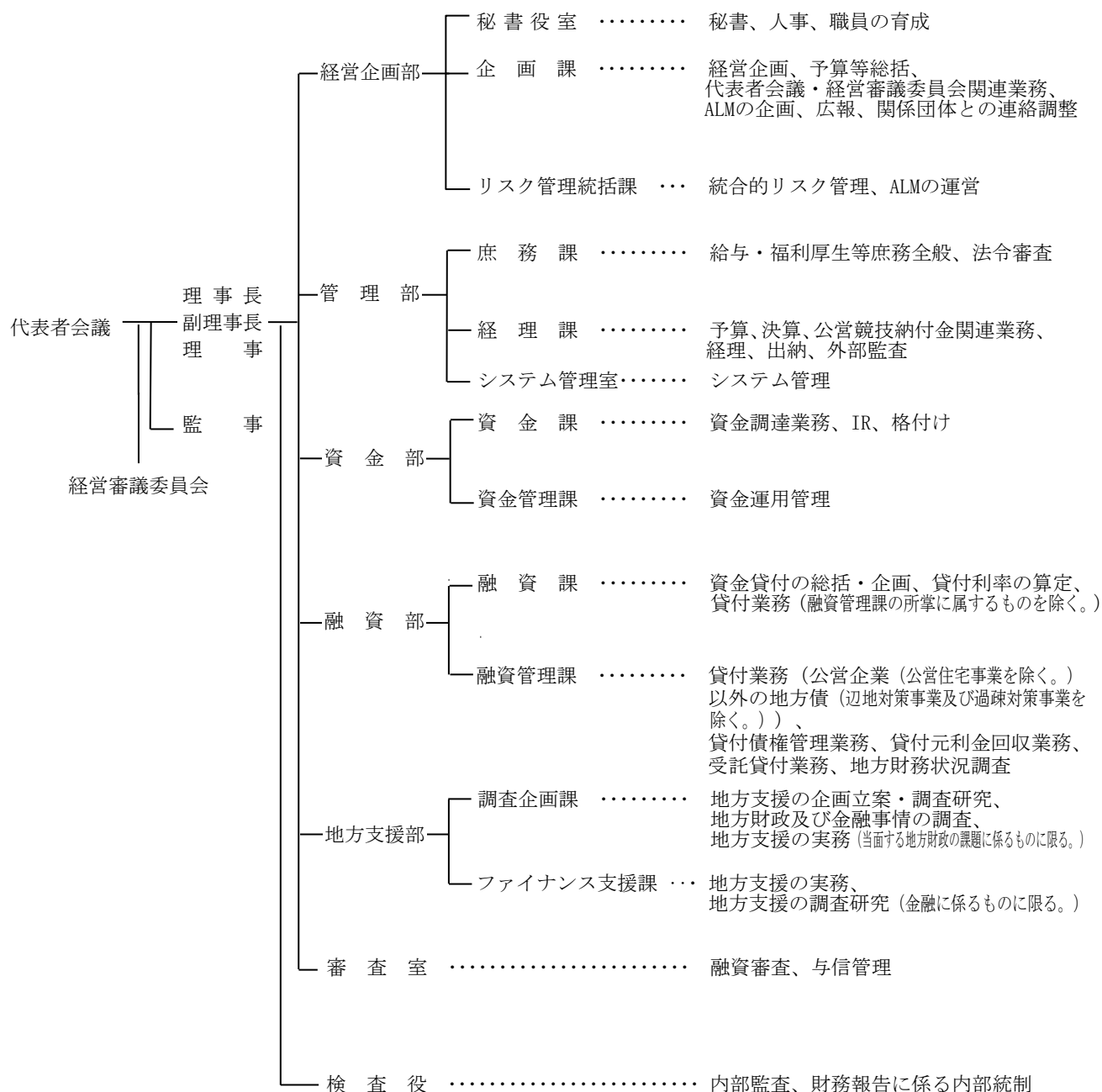
地方公共団体の職員が、財政の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施するとともに、個別の財政運営における課題や疑問の解決に向け、金融知識や実務経験等を有するアドバイザー等を派遣するなど、きめ細かな支援を提供しております。

（情報発信）

地方公共団体が財政運営を行う際に有益な情報について、ホームページで提供するなど、積極的に情報発信しております。

[参考]

組織図及び事務分掌（令和7年3月31日現在）



4 【従業員の状況】

令和7年3月現在における機構の職員数は95人（平均年齢39.5歳）、非常勤職員の年間平均人員は11.7人です。

職員の給与は、人事院勧告の内容を基本としつつ、都道府県等地方公共団体における給与改定の動向等を踏まえて改定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

人口減少、少子高齢化の進展に伴う地方税収の減収や社会保障費の増大、過疎化や都市構造の変化、多様化する住民ニーズへの対応、防災・減災や公共施設・上下水道等の公共インフラの老朽化への対応など、地方公共団体においては、今後とも、様々な財政需要や資金ニーズが想定され、厳しい財政運営を迫られる見込みです。

こうした中、金融を通じて地方公共団体の財政運営を支える機構に対する期待が一層高まると考えられることから、そうした期待に応えるべく、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、機構として新たな一歩を踏み出していくための経営理念は、以下のとおりです。

経 営 理 念

地方公共団体金融機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

これを踏まえた、令和7年度事業実施方針、令和7年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画は、それぞれ次のとおりです。

(1) 令和7年度事業実施方針

令和7年度 事業実施方針

地方公共団体金融機構（以下、「機構」という。）は、住民生活に密着した事業に対して長期・低利の資金を安定的に供給するとの使命のもと、引き続き地方債計画を踏まえ貸付けを行い地方公共団体の資金需要に的確に対応するとともに、このために必要な資金については国内外の金融市場から多様な手段を活用して安定的に資金調達を行う。併せて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとする地方公共団体の財政運営全般にわたる課題解決に向けて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」を三本柱として地方支援業務を実施する。

機構を取り巻く環境の変化については、国内において、日銀は令和6年3月にマイナス金利を解除して以降、2回の利上げを行うなど「金利のある世界」が到来する一方、国外では米連邦準備制度理事会（FRB）や欧州中央銀行（ECB）が金融引締めから緩和へと金融政策を転換するなど新たな局面を迎えている。加えて、各国の不安定な政治情勢や地政学リスクの顕在化、持続的な物価高騰など不確実性の高い環境のもと、国内外において金利や為替など先行きの不透明な状況が続いている。

このような状況のもと、機構の資金調達コストが増加することに伴い貸付金利が上昇することが見込まれるが、強固な財務基盤の下、安定的な経営を確保しながら、積極的な情報開示・投資家との対話を通じて資本市場における確固たる信認の維持・強化を図ることにより、有利な資金調達を実現し、地方公共団体に対して長期・低利な資金を安定的に供給する。

併せて、地方公共団体の健全な財政運営を支えるという視点の下、各種広報媒体等を活用した機構に対する理解の促進とともに、調査等を通じた人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの把握・分析に努め、地方支援業務等に適切に反映できるよう取り組む。

また、持続可能な地域社会の実現を目指すとの考え方の下、グリーンボンドの発行や地方公共団体への融資を通じたサステナブルな街づくりへの支援のほか、気候変動対応などのサステナビリティに関する取組を一層深化させ、積極的かつ分かりやすく発信していく。

以上により、全ての地方公共団体の出資による地方の共同資金調達機関として求められる使命を十分に果たし、地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指す。

I 令和7年度の貸付けについて

1. 基本的な考え方

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通し、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与する。

また、地方単独事業のうち政策的に対応する必要がある事業（緊急防災・減災事業や公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業、こども・子育て支援事業等）や地域活性化の観点等地方の視点から重要な政策分野（辺地対策事業及び過疎対策事業等）、さらには住民生活に密接に関連した公営企業や、東日本大震災等大規模災害に関連する事業を支援する。

2. 令和7年度貸付計画の概要

改正後の令和6年度地方債計画及び令和7年度地方債計画における機構資金の計上額を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆6,000億円を計上する（令和6年度貸付計画額1兆4,700億円から1,300億円、8.8%の増。詳細は表1のとおり）。

(1) 一般会計債の事業種別に応じた所要額の計上

地域が主体的に実施する「一般単独事業」については、一般事業、地域活性化事業、防災対策事業、地方道路等整備事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業、公共施設等適正管理推進事業、緊急自然災害防止対策事業、脱炭素化推進事業及び子ども・子育て支援事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

「一般単独事業」以外の事業については、公共事業等、公営住宅事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業、辺地対策事業及び過疎対策事業において、事業種別に応じ、所要額を計上する。

(2) 臨時財政対策債への対応

地方財源の不足に対処するため、地方財政法第5条の特例として措置される臨時財政対策債について、所要額を計上する（令和7年度地方債計画上、臨時財政対策債は計上されていないが、令和6年度以前の同意債に係る貸付けを見込んでいる）。

(3) 生活関連社会資本の整備の推進に資する公営企業債の計上

上・下水道、交通、病院等住民生活に密接に関連した社会資本の整備について、所要額を計上する。

(4) その他同意等の見込まれる事業等への対応

東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付対象とする。

3. 貸付条件

地方公共団体のニーズを的確に把握の上、住民福祉の増進に積極的に寄与する等の観点から、貸付対象事業の性質や役割に即して、貸付利率（基準利率及び機構特別利率）、金利方式、償還期限及び据置期間の貸付条件を貸付規程等において適切に設定する。

4. 機構資金の活用環境の整備

借入条件の検討をサポートするセルフチェックシートや償還年次表シミュレーションソフトの活用促進、借入手続の効率化に資する電子化の推進等、引き続き機構資金を活用しやすい環境の整備を図るとともに、相談・助言を実施する。

5. 審査

資本市場の信認を得られるよう、引き続き貸付けに際し必要な審査を適切に実施する。

また、貸付けを行った地方公共団体の財政状況の把握の充実を図りつつ、引き続き与信管理を適切に実施する。

(表1)

令和7年度事業別貸付計画

(単位：億円、%)

事業等名		令和7年度 計画額 (A)	令和6年度 計画額 (B)	差引 (A) - (B) = (C)	増減率 (C) / (B) ×100
区分					
一般会計債	公 共 事 業 等	365	363	2	0.6
	公 営 住 宅 事 業	110	101	9	8.9
	学校教育施設等整備事業	301	273	28	10.3
	社会福祉施設整備事業	127	78	49	62.8
	一般廃棄物処理事業	278	187	91	48.7
	一 般 事 業	80	72	8	11.1
	地 域 活 性 化 事 業	94	89	5	5.6
	防 災 対 策 事 業	119	100	19	19.0
	地方道路等整備事業	211	234	▲ 23	▲ 9.8
	合 併 特 例 事 業	533	663	▲ 130	▲ 19.6
	緊急防災・減災事業	1,489	1,354	135	10.0
	公共施設等適正管理推進事業	1,575	1,396	179	12.8
	緊急自然災害防止対策事業	985	1,053	▲ 68	▲ 6.5
	脱炭素化推進事業	305	183	122	66.7
	こども・子育て支援事業	48	10	38	380.0
	辺 地 対 策 事 業	63	30	33	110.0
	過 疎 対 策 事 業	1,305	1,057	248	23.5
計		7,988	7,243	745	10.3
臨時財政対策債		183	764	▲ 581	▲ 76.0
(一般会計債等分 計)		8,171	8,007	164	2.0
公営企業債	水道事業（上水道）	2,214	1,769	445	25.2
	水道事業（簡易水道）	85	65	20	30.8
	交通事業（一般交通）	18	17	1	5.9
	交通事業（都市高速鉄道）	220	254	▲ 34	▲ 13.4
	病 院 事 業	1,376	1,051	325	30.9
	下 水 道 事 業	3,576	3,299	277	8.4
	工業用水道事業	130	84	46	54.8
	電 気 事 業	46	45	1	2.2
	ガ ス 事 業	6	6	0	0.0
	介護サービス事業	28	26	2	7.7
	市 場 事 業	98	48	50	104.2
	と 畜 場 事 業	3	1	2	200.0
	駐 車 場 事 業	1	2	▲ 1	▲ 50.0
	小計	7,801	6,667	1,134	17.0
	港 湾 整 備 事 業	20	21	▲ 1	▲ 4.8
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	8	5	3	60.0
	小計	28	26	2	7.7
計		7,829	6,693	1,136	17.0

計	16,000	14,700	1,300	8.8
---	--------	--------	-------	-----

注1) 事業等名は、令和7年度地方債計画に基づき区分した。

注2) 貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。

注3) 地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計2億円を計上した。

注4) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

注5) 各項目の金額は各単位未満を四捨五入しているため、内訳の計は合計と一致しない場合がある。

Ⅱ 令和7年度の資金調達について

1. 基本的な考え方

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融通するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、安定的な調達を行うことを基本とする。

2. 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、多様な資金調達手段を活用するとともに、積極的な情報開示と説明責任を的確に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの信認を確固たるものとする。

足許、国内では、令和6年3月に日銀がマイナス金利政策を解除して以降、政策金利の引き上げなど金融正常化に向けた動きが進められている一方、FRBやECBによる利下げ動向など、様々な要因により、国内外ともに市場環境の先行きが見通しにくい状況となっていることを踏まえ、資金調達を行うに当たっては、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、引き続き弾力的・機動的に対応する。

(1) 多様な資金調達手段の活用

① 資本市場のニーズに合致した資金調達

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、中期から超長期にわたる多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努める。

② 資金調達の手法

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行う。

国内債については、定例債として5年債、10年債、20年債及び30年債を発行するとともに、引き続きFLIP (Flexible Issuance Program) 債による投資家ニーズに応じた柔軟な調達を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行する。また、国内グリーンボンドを着実に発行し、投資家層の拡大に努める。

国外債については、ベンチマーク債（グリーンボンドを含む。）の定例的な発行に努める。

また、長期借入についても引き続き活用する。

加えて、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額など、引き続き、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めるため、フレックス枠を設定する。

なお、今後のESG債発行の在り方について、ESG投資の動向に留意しながら引き続き検討する。

③ 多様な市場における債券発行

機構ブランドの知名度を十分に活かすとともに、国内、国外を問わず、昨今の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において債券発行に努める。

(2) 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

① 適切なディスクロージャー

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施する。

また、機構が、貸付けを通じて支援している地方公共団体の SDGs に関連する施策について、適切に情報発信し、その取組を促進する。

② 積極的な IR の実施

投資家説明会や国内外の個別投資家訪問等の IR を戦略的かつ積極的に実施することによって、投資家動向の的確な把握に努める。また、機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの信託を確固たるものとすることで、安定的な資金調達の実現に努める。

加えて、投資家のニーズに応じて Web 会議システム等を活用した IR にも引き続き取り組んでいく。

③ 資金調達計画等の公表

定例・継続的な購入先を確保するため、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の 8 月においても下半期の資金調達計画を公表する。

また、国内定例債については、各四半期が始まる 1 ヶ月前までに、その各月の発行年限、発行予定額及び主幹事会社を公表する。

(3) 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しつつ、また、地方公共団体との連携強化等にも取り組み、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献する。

3. 令和 7 年度資金調達計画の概要

(1) 貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和 7 年度においては、表 2 のとおり公募債を 1 兆 855 億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を 4,895 億円発行するほか、長期借入を 750 億円行い、合計で 1 兆 6,500 億円を調達する予定である。

(2) 政府保証債については、表 2 のとおり 2,900 億円を発行する予定である。

(表2)

令和7年度資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和7年度	令和6年度
国内債	6,100 億円	6,100 億円
10 年債	2,700 億円	2,700 億円
20 年債	1,000 億円	1,000 億円
5 年債	200 億円	200 億円
30 年債	200 億円	200 億円
FLIP 債	2,000 億円	2,000 億円
国外債	3,000 億円	3,000 億円
フレックス枠	1,755 億円	1,755 億円
計	10,855 億円	10,855 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ 国内債の5年債については、グリーンボンドとして発行することを予定している。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和7年度	令和6年度
地共連引受債	1,500 億円	3,000 億円
10 年債	750 億円	1,500 億円
20 年債	750 億円	1,500 億円
地共済引受債	3,395 億円	2,395 億円
10 年債	1,775 億円	1,075 億円
20 年債	1,620 億円	1,320 億円
計	4,895 億円	5,395 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和 7 年度	令和 6 年度
	750 億円	750 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和 7 年度	令和 6 年度
4 年債	2,900 億円	2,700 億円
計	2,900 億円	2,700 億円

※ 令和 6 年度については、当初計画額を記載。

4 合計

合計	令和 7 年度	令和 6 年度
	19,400 億円	19,700 億円
政府保証債除く	16,500 億円	17,000 億円

Ⅲ 令和7年度の地方支援業務について

1. 基本的な考え方

人口構造等社会情勢の変化やインフラの老朽化等の地方公共団体の政策ニーズの変化等に対応し、また、そのような変化を見据えながら、地方公共団体の財政の健全性の確保・向上に向け、総合的な地方支援業務の実施に取り組むこととする。

その際、地方公共団体の財政の健全性の確保、向上に向けて取り組むことが、機構の信用力の維持、経営基盤の充実につながるという観点も踏まえつつ、大局的、中長期的観点から地方支援業務を展開する。特に、中期的観点として、DXの推進を含めた本格化する人口減少への対応や、国内外のサステナビリティに資する取組への期待の高まりを踏まえたGXの推進に重点を置く。

また、様々な財政課題について、質の高い調査研究を実施し、そこで得られた知見や先進事例等の成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用することで、地方公共団体の課題解決につなげるなど、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させていく。

2. 令和7年度地方支援業務の概要

「調査研究」については、地方財政等に関する研究者への助成事業を実施するとともに、国立大学法人政策研究大学院大学と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマとして、教育及び調査研究に関するプロジェクトに取り組む。また、地方公共団体の先進事例の調査研究を拡充するほか、地域金融、地方財政、諸外国の地方財政制度等に関する調査研究を実施するなど、地方財政分野の調査研究を充実させ、一層の広がりを持つよう取り組む。

「人材育成・実務支援」については、総務省と共同して、個別団体の状況や要請に応じ、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を、新たな課題に対応するために拡充して実施するほか、公益財団法人全国市町村研修財団（市町村職員中央研修所（JAMP）・全国市町村国際文化研修所（JIAM））等と連携・協力し、地方財政に関する講座を共催で実施するなど市町村職員等への研修内容の一層の充実を図る。さらに、遠隔地や小規模の団体も含めた地方支援業務の効果向上のためeラーニングコンテンツの充実やAIを活用した地方公共団体の相談への対応などICT技術を活用した人材育成に取り組む。

「情報発信」については、地方公共団体の地方支援業務の一層の活用促進のため、関係機関との連携、各種広報媒体等を活用して情報発信・PRの充実を図る。特に令和7年度においては、新たに上記のような全国市町村研修財団との連携により、首長・地方議会議員・市町村職員に向け、地方公共団体が活用できる地方支援の内容について直接的にアピールするとともに、財団季刊誌への寄稿や広報などを開始する。

(1) 調査研究

地方公共団体の財政運営、地域金融、諸外国の地方財政制度、地方公共団体の先進事例、財政分析等に関する総合的な調査研究を実施するとともに、地方財政等に関する研究者に対して助成を行い、それらの成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元する。

① JFM・GRIPS 連携プロジェクト

人口減少時代の到来、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等による社会構造の変革に伴い、地方公共団体の財政運営が直面する政策課題が大きく変化する中で、これらの課題解決に向けて、機構（JFM）と国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）が相互の強みを活かして連携し、教育及び調査研究に関するプロジェクトに取り組むことにより、健全な地方財政運営に寄与することを目指す。連携プロジェクトは、令和3年度から令和7年度まで5年間かけて取り組むこととし、調査研究事業の成果は、フォーラムやシンポジウムの開催を通じて広く地方公共団体等に還元する。

② 地域金融に関する調査研究

地方公共団体全体の地域金融機関等からの借入動向や地域金融機関の経営状況が地方公共団体に与える影響等について調査研究を実施するとともに、地方公共団体における資金運用動向を調査する。

③ 地方財政等に関する調査等

地方財政（税制を含む。）に関し、直面している課題について、総務省と連携し、地方公共団体の政策課題の解決と、持続可能な地方公共団体の財政運営の実現を図ることを目的として、共同で必要な調査研究を実施する。

④ 諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度及びその運用、同制度の前提となる地方自治制度のほか機構と類似の資金調達機関の最新の動向等について、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）と連携し、共同で調査研究を実施する。

⑤ 地方公共団体の先進事例に関する調査研究

先進事例検索システムへの掲載を念頭に、専門機関と連携を図りながら、地方公共団体の関心の高い分野に関する先進事例について更なる調査研究を実施する。

⑥ 地方財政等に関する研究者に対する助成事業

若手研究者の成長、ひいては地方財政に関する研究の発展を目的として、地方財政に関連する研究に取り組む若手研究者に対して助成を行う。また、公営企業の健全な経営に資することを目的として、公営企業に係る特定課題について研究を行う研究者に対して助成を行う。

⑦ 財務情報を活用した財政分析・診断事業

財政分析チャート New Octagon の活用促進を図るとともに、財政分析・財政診断の更なる拡充に向けた検討を進める。

⑧ 地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査・支援の提案

地方財務状況調査の機会を活用して、調査対象団体の実務担当者等に対し、地方支援部が提供している各種支援サービスの PR を行いつつ積極的な活用を促すとともに、当該団体の活用状況やニーズに適した各種支援サービスの提案を行い、また、ニーズに応じた新たな支援の創設や拡充を図る。

(2) 人材育成・実務支援

地方公共団体の財政運営の質の向上を図るため、団体の状況や要請に応じて、個別市区町村等にアドバイザーを派遣する事業に取り組むほか、地方公共団体にとって関心の高い地方財政等に係るテーマを題材としたセミナーや、地方公共団体の職員が各団体において、財政の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するための研修等を実施する。実施に当たっては、e ラーニングや Web 会議システム等を積極的に活用する。

また、自治体ファイナンス・アドバイザー等による、財政運営や資金調達等に対する個別団体へのアドバイスを地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で実施する。

① 地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業

地方公共団体の経営・財務マネジメントを強化し、財政運営の質の向上を図るため、総務省と機構の共同事業として、市区町村等にアドバイザーを派遣する事業を実施し、個別団体の状況や要請に応じて、より丁寧できめ細かい支援を実施する。令和 7 年度は、アドバイザーを派遣する支援分野について、公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用、公共施設等総合管理計画の見直し・実行（公共施設マネジメント）、地方公共団体の DX 及び首長・管理者向けトップセミナーに加え、新たに、地方公共団体間の広域連携及び地方税務行政の DX 等を追加する。

② JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー

地方公会計制度の活用及び地方公営企業の DX など、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図る。

JFM 地方公営企業セミナーについては、JIAM との共催により、地方公営企業に関わる基礎知識の習得及び実務遂行能力の向上を目的とする宿泊型研修を実施する。

③ 資金調達及び資金運用に係る各種研修会

資金調達、資金運用に携わる地方公共団体の職員を対象に、それぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的とし、機構主催の資金調達入門及び資金運用入門に係る集合研修を実施する。

④ 関係機関との共催事業

JAMP 及び JIAM との共催により、首長・議員向け研修のほか、財政運営・資金調達及び運用等に係る基礎的知識から専門的知識までの習得及び実務遂行能力の向上を目的とした研修を実施するほか、一般財団法人地方自治研究機構（RILG）が実施する講習会の一部を新たに共催とすることで、機構が提供する人材育成の機会や内容を更に充実させる。

⑤ eラーニングによる研修事業等

多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の団体も含め広く研修効果が及ぶよう、eラーニングにより、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供する。

また、eラーニングで提供をした講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにする。

⑥ 出前講座

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法（講師派遣、Web会議システム等）で講座を実施する。実施に当たっては、都道府県（市町村担当課）等と連携して、効率的・効果的に行う。

⑦ 実務支援（個別相談）

自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、電話、メール、Web会議システム及び講師派遣等の方法により専門的なアドバイスを実施する。

また、財政・会計担当者向けに、相談内容やキーワードを入力すると回答が表示されるAIを活用した情報ツール（AIチャットボット）の開発に着手する。

(3) 情報発信

地方公共団体の地方支援業務の一層の活用に向け、JAMP・JIAM・RILGと新たに開始する共催講座の機会を通じ、市町村職員のみならず、各団体の意思決定を担う首長や地方議会議員に対し、活用できる地方支援業務の内容について直接的なアピールに努めるなど、情報提供機会の拡充を図るとともに、パンフレット・リーフレット・PR動画・雑誌への寄稿や広告、AIチャットボットなど、情報提供の媒体についても一層の多様化に努める。

その際、パンフレットなど間接的な広報媒体については、地方支援業務を活用した地方公共団体の職員の評価や活用した団体の具体的な支援ニーズを示すなど、未利用団体の活用を促す内容を充実させる。

また、先進事例検索システムの掲載事例の充実等を行うほか、金融知識、経済・金融データ等地方公共団体にとって参考となる情報をホームページで積極的に発信するなど、機構ホームページにおける情報のプラットフォーム機能の充実を図る。

Ⅳ 令和7年度のリスク管理及び内部統制について

1. 基本的な考え方

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認の維持・強化を図るため、国内外において金利や為替など先行きの不透明な状態が続き様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理するとともに、財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を行う。

また、近年頻発化・激甚化する自然災害や新たな感染症に備え、緊急時にも業務継続が可能な体制を整備する。

2. リスク管理の基本スタンス

(1) 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課により、適切なリスク管理を実施し、経営判断に反映させる。

また、実践的なマニュアルの整備や研修等による職員のリスク意識の向上などにより、日常的なリスク管理の強化を図る。

(2) 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

① 機構は最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性を有している。

② このため、統合的リスク管理を適正に行うとともに、特に金利リスクに関しては、ALM（資産・負債管理）を適時・適切に実施しながら、金利変動準備金による対応等、様々な手段によって金利リスクの軽減に努める。

③ 中長期の観点からの ALM を実施し、その下で債券発行等のオペレーションを行う。このため、ALM 委員会において ALM 運営方針を定め、デュレーションギャップを活用した管理指標に基づいて各種オペレーションを実施する。また、定期的にモニタリングを行うことにより、ALM の内容を適切に経営判断に反映させる。

④ 新 ALM システムを活用し、市場環境の急変の際、迅速に管理指標の計算やシミュレーションを実施しリスク管理の経営判断に反映させるだけでなく、管理指標の見直しや追加も検討し、機構のリスク管理の精度向上に努める。

(3) 機構における流動性リスクの管理

流動性リスクへの対応として、毎月、資金計画を立て、日々の資金繰りを管理するとともに、引き続き、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、また、余裕資金については短期で運用する。

加えて、流動性補完資産確保方針に基づき、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、少なくとも翌1ヶ月分の所要額について換金性の高い資産をあらかじめ保有することにより、流動性リスクの軽減に努める。

(4) 災害対策等

東日本大震災をはじめとする深刻な自然災害等を教訓として、緊急時の対応について点検・訓練を行い、大規模な災害等が発生した場合においても、優先業務（債券元利払い及び融資）を着実に実施できる体制を確保する。

また、テレワークやWeb会議の活用等、必要な対策を実施し、緊急時においても業務継続可能な体制を確保する。

3. 内部統制の基本スタンス

財務諸表その他の情報の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制を有効かつ効率的に整備し、運用する。

また、事業年度の末日を基準日として内部統制についての評価を記載した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表する。

V 令和7年度の組織・体制について

1. 基本的な考え方

業務を円滑かつ着実に実施するため、引き続き効率的な業務運営に努めつつ、組織・体制の整備を図る。

2. 令和7年度における組織・体制の整備

調査研究機能の更なる強化を図るため、新たな体制を整備する。

また、高度かつ多様な業務を的確に遂行するため、地方三団体の協力を得て地方公共団体からの派遣職員の確保を図るとともに、働き方改革等による職員実数の変動への柔軟な対応を前提とした職員数を確保する必要があることなどを踏まえ、新卒・中途採用により優秀な人材を獲得する。

さらに、職員が持つ能力を最大限発揮できるようにするため、適材適所での配置を行うとともに、機構職員の育成方針に基づき、地方財政と金融に関する研修等を積極的かつ計画的に実施して人材育成を図る。

なお、機構に対する理解の促進や円滑な業務運営への協力を得ることを目的とし、引き続き地方公共団体に対する広報、説明及び意見交換の充実を図る。

また、昨今のサイバー攻撃の増加並びに巧妙化、高度化に鑑み、情報セキュリティに関する情報の収集及び対策、並びに役職員に対しての周知啓発を継続して行っていく。

あわせて、機構における事務の点検・見直しを行い、業務の質の向上や事務負担の軽減等を図る。

3. サステナビリティに関する取組の推進

基本的な方針であるサステナビリティポリシーの下、サステナビリティ委員会の審議を通じて、取組を組織全体として推進する。また、国内外の開示基準の動向や類似機関の情報開示の状況を踏まえ、機構として更なる情報開示の充実を図る。

(2) 令和7年度事業計画・予算・資金計画・収支に関する中期的な計画

令和7年度 事業計画

- 1 令和7年度における貸付金は、1,600,000百万円を予定しており、事業別の貸付計画額は別紙1のとおりとする。
- 2 令和7年度における貸付回収金は、1,771,965百万円を予定している。
- 3 令和7年度における資金調達とは、非政府保証の地方金融機構債（公募債及び地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）の発行1,575,000百万円、長期借入75,000百万円、政府保証債の発行290,000百万円、合計1,940,000百万円を予定しており、資金調達計画額は別紙2のとおりとする。
- 4 令和7年度における債券償還金は、2,069,380百万円、長期借入償還金は、88,000百万円を予定している。
- 5 令和7年度における地方支援業務は、地方公共団体の財政の健全性の確保、資金調達等をはじめとした財政運営全般にわたる課題解決に向けた支援の更なる充実を図るため、地方公共団体のニーズにあわせて、「調査研究」、「人材育成・実務支援」及び「情報発信」の三本柱を有機的に連携させつつ、総合的な実施を予定している。
- 6 令和7年度において、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付契約額は、3,069百万円を予定している。

(別紙1)

令和7年度 事業別の貸付計画

(単位：億円)

事業名	貸付計画額
一般会計債	
公共事業等	365
公営住宅事業	110
学校教育施設等整備事業	301
社会福祉施設整備事業	127
一般廃棄物処理事業	278
一般事業	80
地域活性化事業	94
防災対策事業	119
地方道路等整備事業	211
合併特例事業	533
緊急防災・減災事業	1,489
公共施設等適正管理推進事業	1,575
緊急自然災害防止対策事業	985
脱炭素化推進事業	305
こども・子育て支援事業	48
辺地対策事業	63
過疎対策事業	1,305
計	7,988
公営企業債	
水道事業（上水道）	2,214
水道事業（簡易水道）	85
交通事業（一般交通）	18
交通事業（都市高速鉄道）	220
病院事業	1,376
下水道事業	3,576
工業用水道事業	130
電気事業	46
ガス事業	6
介護サービス事業	28
市場事業	98
と畜場事業	3
駐車場事業	1
港湾整備事業	20
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	8
計	7,829
臨時財政対策債	183
合 計	16,000

(注) 上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。

- ・ 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

(別紙 2)

令和 7 年度 資金調達計画

1 地方金融機構債

(1) 公募債

債券の種類	令和 7 年度
国内債	6,100 億円
10 年債	2,700 億円
20 年債	1,000 億円
5 年債	200 億円
30 年債	200 億円
FLIP 債	2,000 億円
国外債	3,000 億円
フレックス枠	1,755 億円
計	10,855 億円

※ 債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応する。

※ 国内債の 5 年債については、令和 6 年度に引き続きグリーンボンドとして発行することを予定している。

※ 国外債については、一部の条件決定を令和 7 年 3 月中に行う可能性がある。

※ フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用する。

(2) 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	令和 7 年度
地共連引受債	1,500 億円
10 年債	750 億円
20 年債	750 億円
地共済引受債	3,395 億円
10 年債	1,775 億円
20 年債	1,620 億円
計	4,895 億円

※ 地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2 長期借入

長期借入	令和 7 年度
	750 億円

※ このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがある。

3 政府保証債

債券の種類	令和7年度
4年債	2,900億円

※ 国の令和7年度予算の成立が前提。

4 合計

合 計	令和7年度
	19,400億円
政府保証債除く	16,500億円

令和7年度 予算

令和7年度の予算は、次のとおりである。

1. 予算総則

- 1 地方公共団体金融機構債券及び長期借入金の限度額は、2,352,500百万円とする。
- 2 理事長は、予見し難い経済事情の変動その他やむを得ない事由により前項に規定する債券及び長期借入金により調達する資金の増額を必要とする特別の事由があるときは、事業計画及び資金計画に規定する同債券及び長期借入金の発行予定額の100分の50に相当する金額の範囲内において、前項に規定する限度額を増額することができる。
- 3 第1項に規定する債券の発行価格が額面金額を下回るときは、発行価格差減額をうめるため必要な金額を同項の限度額（前項の規定により限度額が増額された場合を含む。）に加算した金額を限度額とする。

2. 令和7年度 予定損益計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	217,560
資金運用収益	201,060
貸付金利息	196,497
有価証券利息及び預け金利息	2,617
金利スワップ受入利息	1,928
その他の受入利息	18
役務取引等収益	58
その他の業務収益	3
その他経常収益	16,440
地方公共団体健全化基金受入額	16,428
その他の経常収益	12
経常費用	142,326
資金調達費用	131,120
債券利息	128,959
借入金利息	2,053
金利スワップ支払利息	108
役務取引等費用	248
その他業務費用	3,779
営業経費	7,179
人件費	1,191
業務費	3,859
その他の営業経費	2,130
経常利益	75,234
特別利益	201,321
公庫債権金利変動準備金取崩額	200,000
利差補てん積立金取崩額	1,321
特別損失	238,772
公庫債権金利変動準備金繰入額	38,772
国庫納付金	200,000
当期純利益	37,782

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 令和7年度 予定貸借対照表

(令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
貸付金	22,579,022	債券	18,473,912
有価証券及び現金預け金	797,064	借入金	516,500
金融商品等差入担保金	279	金融商品等受入担保金	191,589
その他資産	6,006	その他負債	6,676
有形固定資産及び無形固定資産	6,969	地方公共団体健全化基金	936,241
		基本地方公共団体健全化基金	936,241
		特別法上の準備金等	2,765,399
		金利変動準備金	2,200,000
		公庫債権金利変動準備金	565,399
		負債の部合計	22,890,317
		(純資産の部)	
		地方公共団体出資金	16,602
		利益剰余金	443,155
		一般勘定積立金	443,155
		評価・換算差額等	△ 18,543
		管理勘定利益積立金	57,809
		純資産の部合計	499,023
資産の部合計	23,389,340	負債及び純資産の部合計	23,389,340

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

(注) 第82回代表者会議（令和7年6月23日開催）の議決を経て、令和7年度予定貸借対照表について変更している。

令和 7 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出合計	4,382,938
貸付金	1,600,000
債券償還金	2,069,381
長期借入償還金	88,000
事業損金	138,583
事務費	5,551
支払利息	129,359
債券発行費	3,301
元利金支払手数料	273
借入金費用	99
固定資産取得費	1,363
国庫納付金	200,000
その他	285,611
資金収入合計	3,934,198
貸付回収金	1,771,965
地方公共団体金融機構債券	1,865,000
借入金	75,000
事業益金	195,968
公営競技納付金	20,800
雑収入	4,634
その他	832
資金収支差額（資金収入－資金支出）	△ 448,740
前期末現金預け金等	1,242,157
期末現金預け金等	793,417

- (注) 1 株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための貸付金に係る収支は含まれていない。
- 2 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

収支に関する中期的な計画

(令和7年度～令和9年度)

(単位：億円)

科 目	7年度計画	8年度計画	9年度計画
経 常 収 益	2,180	2,350	2,520
経 常 費 用	1,420	1,640	1,830
経 常 利 益	750	710	690
特 別 損 益	△ 370	△ 290	△ 230
当 期 純 利 益	380	420	460

- (注) 1 上記の数値は、金利等について一定の前提条件を置いて試算したものであり、
変動しうるもの。
- 2 四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

(1) ガバナンス

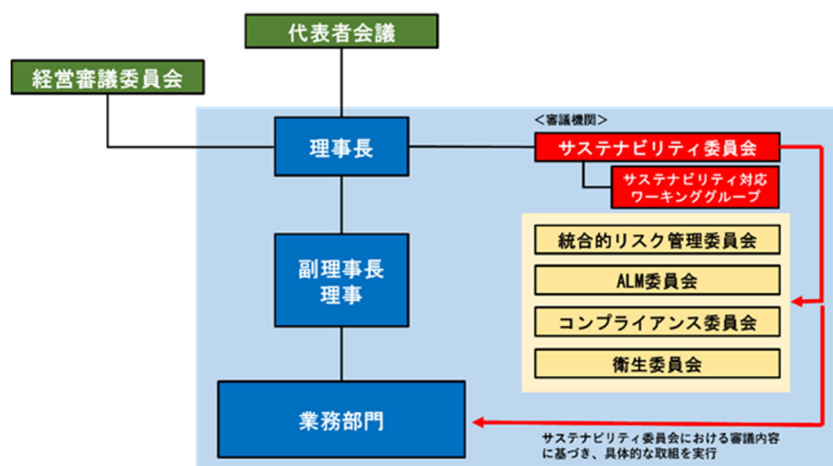
・サステナビリティに関する取組姿勢

機構では、「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」ことを使命とし、経営理念（9ページ参照）に基づきサステナビリティに関する取組みを推進するため、「サステナビリティポリシー」を策定しています。貸付け、資金調達、地方支援のそれぞれの業務において、「環境への配慮」、「社会的責任の実践」及び「強固なガバナンス」といったESGそれぞれの観点を意識し実践するとともに、ステークホルダー（地方公共団体・投資家）との積極的な対話や財務情報・非財務情報の開示の充実に取り組んでいます。

・実施体制

機構では、サステナビリティに関する取組みの推進のため、令和5年4月より「サステナビリティ委員会」を設置しています。サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関する課題の特定や見直しをはじめとして、気候変動対応などの「環境」に関する事項、ダイバーシティや労働環境、人権などの「社会」に関する事項、倫理及び法令遵守など「ガバナンス」に関する事項などについて、審議を行い、持続可能な地域社会の実現に向けて必要な取組みを推進してまいります。同委員会は、理事長を委員長として、全役員、部長、審査室長及び検査役で構成されています。また、具体的な取組みについて検討、調査研究を行うため、同委員会の下にサステナビリティ対応ワーキンググループを設置しています。

（サステナビリティ委員会等の位置づけ）



(2) リスク管理

機構では、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を強化するために、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク（人的資本に係るリスクを含む。）等の各種リスクについて、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けています。これにより、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行い、リスク管理の内容を適切に経営判断に反映できる体制を構築しています。

また、気候変動に係るリスクについては、サステナビリティ委員会における審議を通して、特定、評価、管理しています。

(3) 戦略

・人的資本に関する取組

機構では、持続的かつ安定的な業務遂行のため、職員一人ひとりが能力を最大限発揮することができるよう職場環境の整備と計画的な人材の育成に取り組んでいます。社内環境整備方針や人材育成方針に基づき、誰もが働きやすい安全で健康的な職場環境を提供するとともに、多様な人材が有機的に連携し、各々が成長を実感することのできる職場を提供するための取組を推進しています。

・気候変動への対応

機構では、国内外でのグリーンボンド等の発行や地方公共団体の環境性能の向上を伴う設備更新等への貸付け、執務室における節電の取組みなどを通じて、GHG排出削減や気候変動への適応策に取り組んでいます。特に、機構として脱炭素社会の実現に貢献するため、国の「2050年カーボンニュートラル」（2050年までに全体として温室効果ガスの排出をゼロにすること）という目標の下、2050年までに機構のScope 1 及びScope 2に係る温室効果ガス排出量を実質ゼロとします。具体的な取組内容については、引き続きサステナビリティ委員会での審議を通じて決定してまいります。

(4) 指標と目標

目標		指標
項目	目標値	令和6年度
全労働者に占める 女性比率	令和8年度末までに 40%以上	全職員：35.8% 職員：28.9% 非常勤職員：91.7% (令和6年4月時点)
女性管理職比率	令和8年度末までに 5%以上	(参考) 係長級にある者に占める女性労働者の割合 42.9%※2 (令和6年4月時点)
男性の育児休業取得率	100%	該当者なし
年次有給休暇取得率	令和8年度末までに 75%以上	86.0% (令和6年1月1日～12月31日)
温室効果ガス（GHG）排出量 (Scope 1・2)	2050年までに ネットゼロ	82.1 tCO2※3
グリーンボンド等の継続発行	—	国内 令和6年6月 210億円 令和6年12月 200億円 国外 令和7年1月 5億ユーロ

※1 全労働者に占める女性比率について、令和7年4月時点では、全職員：37.8% 職員：31.3% 非常勤職員 91.7%となっている。

※2 係長級にある者に占める女性労働者の割合について、令和7年4月時点では、51.6%となっている。また、管理職に占める女性労働者の割合は、令和7年4月時点では、10.0%となっている。

※3 社用車の燃料使用、事業所等における電気使用（その使用料が原則共益費に含まれる空調設備に係る分を除く。）によるものを算定。

3【事業等のリスク】

本説明書類に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において機構が判断したものです。

(1) 信用リスクについて

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- ・ 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること
- ・ 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること
- ・ 財政健全化法において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること

機構全体の貸付残高は当事業年度末現在で22兆7,001億円ですが、そのうち財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の0.04%未満の88億円となっております。

また、貸付残高のうち0.02%未満の24億円は、旧公庫が地方道路公社に対して行った貸付に係るものです。機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号。以下「金融再生法」という。）の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しており、債権は全て非分類です。

② 市場取引に係る信用リスク

機構は、取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

(2) 市場リスクについて

① 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

(借換えに伴う金利リスクへの対応)

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・ 貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・ 今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする令和 5 年度から令和 7 年度までの中期の管理指標を設定しております。
- ・ この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 4 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点では利率を見直すこととしております。
また、資金調達においては、その時々々の金利環境や市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・ なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定の公庫債権金利変動準備金においては、機構法附則第 14 条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとされております。これは、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に運営されていると認められる場合において、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときに国に帰属させるものです。
- ・ 令和 6 年度には、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で総額 2,300 億円として定めた額の内、最終年度分として 300 億円を国庫に帰属させました。
- ・ 同様に、令和 6 年度に地方交付税の総額確保のために予定していた公庫債権金利変動準備金（2,000 億円）を国に帰属することについては、国の令和 6 年度補正予算において、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされました。
- ・ 令和 7 年度には、地方交付税の総額確保のため、2,000 億円を国に帰属させる予定となっております。

(参考) 令和 7 年 3 月 31 日現在

一般勘定	・ 資産（貸付）デュレーション	7.00 年
	・ 負債（債券等）デュレーション	7.08 年
	・ デュレーションギャップ	△0.08 年（前年同期比△0.07 年）
管理勘定	・ 資産（貸付）デュレーション	3.61 年
	・ 負債（債券）デュレーション	2.56 年
	・ デュレーションギャップ	1.05 年（前年同期比+0.01 年）
機構全体	・ 資産（貸付）デュレーション	6.54 年
	・ 負債（債券等）デュレーション	6.44 年
	・ デュレーションギャップ	0.10 年（前年同期比△0.09 年）

(調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応)

機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

② 為替リスク等

機構は、債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等について、スワップ取引によりヘッジしております。

また、機構は、余裕資金の運用について、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

(3) 流動性リスク

機構は、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引ができなくなることで、又は通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）を負っております。

このため、地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

(4) オペレーショナルリスク

① 事務リスク

機構は、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクを負っております。このため、機構ではマニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めております。

② システムリスク

機構は、保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクを負っております。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を定め、適切に運用しております。

③ その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクを負っておりますが、これらのリスクについて適切な把握及び対応を行うこととしております。

(5) 災害等への対応

機構は、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るために、「業務継続計画」を策定しております。

また、機構のシステムは、万が一に備え、外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えております。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績等の概要

当事業年度の貸付業務、地方支援業務、資金調達業務の業績等の概要と、公営競技納付金の概況は、次のとおりです。

① 貸付業務

(地方債計画の概要)

令和6年度の地方債計画は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理、地域の脱炭素化、こども・子育て支援、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとするとともに、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額についてその全額を公的資金で確保を図ることとして、通常収支分、東日本大震災分のそれぞれについて策定されました。

また、令和6年度国の補正予算（第1号）に伴う補正予算債等の追加に対応するため、令和7年1月15日及び令和7年3月26日に改正されました。

その結果、令和6年度の地方債計画は、通常収支分と東日本大震災分を合わせ総額11兆4,222億円とされ、そのうち一般会計債は5兆9,994億円、公営企業債は3兆1,498億円、臨時財政対策債は4,544億円、補正予算債は1兆7,386億円が計上されました。

地方債計画における機構資金は、一般会計債、公営企業債、臨時財政対策債及び補正予算債について、1兆7,744億円が計上されました。

令和6年度地方債計画資金区分（第2次改正後）
（通常収支分）

（単位：億円）

項 目	令和6年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,794	4,398	306	11,090
2 公営住宅建設事業	1,082	360	121	601
3 災害復旧事業	4,008	4,008	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	4,813	2,367	393	2,053
(1) 学校教育施設等	2,119	1,165	166	788
(2) 社会福祉施設	365	72	89	204
(3) 一般廃棄物処理	1,254	869	138	247
(4) 一般補助施設等	538	261	0	277
(5) 施設（一般財源化分）	537	0	0	537
5 一般単独事業	26,845	926	6,009	19,910
(1) 一般	2,493	0	83	2,410
(2) 地域活性化	690	0	85	605
(3) 防災対策	871	126	136	609
(4) 地方道路等	3,221	0	248	2,973
(5) 旧合併特例	3,800	0	504	3,296
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	100	1,728	2,492
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
(10) 脱炭素化推進	900	0	360	540
(11) こども・子育て支援	450	0	180	270
6 辺地及び過疎対策事業	6,304	4,795	1,504	5
(1) 辺地対策	574	508	66	0
(2) 過疎対策	5,730	4,287	1,438	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調 整	100	0	0	100
計	59,991	16,854	8,333	34,804
二 公営企業債				
1 水道事業	7,255	3,303	2,417	1,535
2 工業用水道事業	465	0	151	314
3 交通事業	1,767	118	268	1,381
4 電気事業・ガス事業	241	0	49	192
5 港湾整備事業	577	176	20	381
6 病院事業・介護サービス事業	4,981	832	1,313	2,836
7 市場事業・と畜場事業	514	0	148	366
8 地域開発事業	1,290	0	0	1,290
9 下水道事業	14,304	4,440	3,919	5,945
10 観光その他事業	100	0	4	96
計	31,494	8,869	8,289	14,336
合 計	91,485	25,723	16,622	49,140
三 臨時財政対策債	4,544	1,045	600	2,899
四 退職手当債	800	0	0	800
五 補正予算債	17,386	8,113	521	8,752
総 計	114,215	34,881	17,743	61,591

令和6年度地方債計画資金区分
(東日本大震災分)

復旧・復興事業

(単位：億円)

項 目	令和6年度地方債計画		
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構
一 般 会 計 債			
公 営 住 宅 建 設 事 業	1	1	0
災 害 復 旧 事 業	1	1	0
一 般 単 独 事 業	1	0	1
計	3	2	1
公 営 企 業 債			
水 道 事 業	4	4	0
計	4	4	0
総 計	7	6	1

令和6年度地方債計画資金区分（第2次改正後）
（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円）

項 目	令和6年度地方債計画			
	合計	財政融資	地方公共団体 金融機構	民間等
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,794	4,398	306	11,090
2 公営住宅建設事業	1,083	361	121	601
3 災害復旧事業	4,009	4,009	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	4,813	2,367	393	2,053
(1) 学校教育施設等	2,119	1,165	166	788
(2) 社会福祉施設	365	72	89	204
(3) 一般廃棄物処理	1,254	869	138	247
(4) 一般補助施設等	538	261	0	277
(5) 施設（一般財源化分）	537	0	0	537
5 一般単独事業	26,846	926	6,010	19,910
(1) 一般	2,494	0	84	2,410
(2) 地域活性化	690	0	85	605
(3) 防災対策	871	126	136	609
(4) 地方道路等	3,221	0	248	2,973
(5) 旧合併特例	3,800	0	504	3,296
(6) 緊急防災・減災	5,000	0	1,678	3,322
(7) 公共施設等適正管理	4,320	100	1,728	2,492
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	700	1,007	2,293
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	1,100
(10) 脱炭素化推進	900	0	360	540
(11) こども・子育て支援	450	0	180	270
6 辺地及び過疎対策事業	6,304	4,795	1,504	5
(1) 辺地対策	574	508	66	0
(2) 過疎対策	5,730	4,287	1,438	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	345
8 行政改革推進	700	0	0	700
9 調 整	100	0	0	100
計	59,994	16,856	8,334	34,804
二 公営企業債				
1 水道事業	7,259	3,307	2,417	1,535
2 工業用水道事業	465	0	151	314
3 交通事業	1,767	118	268	1,381
4 電気事業・ガス事業	241	0	49	192
5 港湾整備事業	577	176	20	381
6 病院事業・介護サービス事業	4,981	832	1,313	2,836
7 市場事業・と畜場事業	514	0	148	366
8 地域開発事業	1,290	0	0	1,290
9 下水道事業	14,304	4,440	3,919	5,945
10 観光その他事業	100	0	4	96
計	31,498	8,873	8,289	14,336
合 計	91,492	25,729	16,623	49,140
三 臨時財政対策債	4,544	1,045	600	2,899
四 退職手当債	800	0	0	800
五 補正予算債	17,386	8,113	521	8,752
総 計	114,222	34,887	17,744	61,591

(貸付計画)

令和6年度の貸付計画は、1兆4,700億円といたしました。

(貸付けの概況)

当事業年度の貸付けの概況は以下のとおりです。

・ 長期貸付及び同意・許可前貸付

長期貸付については、13,314件、1兆4,368億28百万円の貸付けを行いました。詳しくは、「令和6年度事業別貸付状況」の表のとおりです。

団体種別貸付状況は、政令指定都市を除く市及び特別区に対するものが最も多く、69.3%を占めております。同意・許可前貸付については、貸付けを行いませんでした。

・ 短期貸付

短期貸付については、貸付けを行いませんでした。

令和6年度団体種別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	令和6年度貸付額	
	金 額	構成比
都道府県	131,198	9.1
政令指定都市	53,773	3.7
市（政令指定都市を除く）及び特別区	996,149	69.3
町村	195,265	13.6
企業団・組合等	60,443	4.2
計	1,436,828	100.0

(注) 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

・ 受託貸付（公有林整備事業及び草地開発事業への貸付け）

(株)日本政策金融公庫から委託を受けて行う受託貸付については、31億84百万円の貸付けを行いました。

令和6年度事業別貸付状況

(単位：百万円、%)

区 分	貸付計画額 (A)	前事業年度 (B)		当事業年度 (C)		差引 (C-B)	差引 (C-A)
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	金 額
一般会計債							
公共事業等	36,321	40,167	2.5	38,861	2.7	△1,306	2,540
公営住宅事業	10,096	10,173	0.6	11,424	0.8	1,252	1,328
学校教育施設等整備事業	27,249	17,523	1.1	24,653	1.7	7,130	△2,596
社会福祉施設整備事業	7,810	9,824	0.6	7,445	0.5	△2,380	△365
一般廃棄物処理事業	18,660	6,431	0.4	15,225	1.1	8,794	△3,436
一般補助施設整備等事業	－	202	0.0	156	0.0	△46	156
一般事業	7,194	8,334	0.5	6,511	0.5	△1,823	△683
地域活性化事業	8,909	12,259	0.8	10,733	0.7	△1,527	1,824
防災対策事業	10,065	9,555	0.6	9,707	0.7	152	△359
地方道路等整備事業	23,403	27,261	1.7	28,581	2.0	1,320	5,178
合併特例事業	66,342	86,466	5.5	81,083	5.6	△5,383	14,740
緊急防災・減災事業	135,396	132,076	8.4	137,091	9.5	5,015	1,695
公共施設等適正管理推進事業	139,549	205,309	13.0	140,632	9.8	△64,676	1,084
緊急自然災害防止対策事業	105,276	110,163	7.0	108,524	7.6	△1,639	3,248
脱炭素化推進事業	18,274	1,066	0.1	17,012	1.2	15,946	△1,262
こども・子育て支援事業	979	－	0.0	4	0.0	4	△975
辺地対策事業	2,997	2,053	0.1	3,756	0.3	1,703	759
過疎対策事業	105,659	77,638	4.9	108,227	7.5	30,589	2,568
計	724,180	756,499	47.9	749,623	52.2	△6,876	25,442
臨時財政対策債	76,315	173,222	11.0	68,344	4.8	△104,878	△7,971
(一般会計債等分計)	800,495	929,720	58.9	817,966	56.9	△111,754	17,471
公営企業債							
水道事業（上水道）	176,979	169,020	10.7	176,853	12.3	7,833	△126
（簡易水道）	6,579	9,702	0.6	6,856	0.5	△2,846	277
交通事業（一般交通）	1,683	2,688	0.2	2,283	0.2	△405	599
（都市高速鉄道）	25,450	20,551	1.3	20,962	1.5	411	△4,488
病院事業	105,061	104,489	6.6	82,441	5.7	△22,048	△22,620
下水道事業	329,890	311,130	19.7	301,870	21.0	△9,260	△28,019
工業用水道事業	8,433	5,797	0.4	5,215	0.4	△582	△3,218
電気事業	4,452	7,262	0.5	3,670	0.3	△3,592	△783
ガス事業	555	463	0.0	541	0.0	78	△14
介護サービス事業	2,679	5,235	0.3	4,383	0.3	△851	1,704
市場事業	4,856	7,670	0.5	10,698	0.7	3,028	5,842
と畜場事業	80	182	0.0	280	0.0	98	200
駐車場事業	234	179	0.0	172	0.0	△7	△62
小 計	666,932	644,366	40.8	616,223	42.9	△28,143	△50,708
港湾整備事業	2,079	2,699	0.2	2,115	0.1	△585	36
観光施設事業・産業廃棄物処理事業	495	1,024	0.1	524	0.0	△500	29
小 計	2,574	3,723	0.2	2,639	0.2	△1,084	65
計	669,505	648,089	41.1	618,862	43.1	△29,227	△50,643
合 計	1,470,000	1,577,810	100.0	1,436,828	100.0	△140,981	△33,172

(注) 項目ごとに単位未満を四捨五入しているため、計が一致しないことがあります。

（元利金回収及び貸付残高の状況）

貸付金及び利息の回収は、原則として、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還の方法により、毎年度9月20日及び3月20日に行っております。

当事業年度末の回収状況は、長期貸付については、定期償還として元金447,583件、1兆7,675億29百万円、利息514,767件、1,855億94百万円を収納しました。

また、繰上償還として元金319件、431億24百万円を収納しました。繰上償還の理由は、借入団体からの申出によるもの及び取得した資産の処分に伴うもの等です。

令和6年度貸付金回収状況

（単位：件、百万円）

区分	元金		利息	
	件数	金額	件数	金額
長期貸付定期償還				
一般貸付	447,530	1,765,747	514,714	185,524
公社貸付	53	1,782	53	70
計	447,583	1,767,529	514,767	185,594
長期貸付繰上償還				
一般貸付	319	43,124	239	4
公社貸付	－	－	－	－
計	319	43,124	239	4
同意(許可)前貸付償還	－	－	－	－
短期貸付償還	－	－	－	－
計	447,902	1,810,653	515,006	185,598

（注）単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

当事業年度末における公社貸付を含む長期貸付残高は、前事業年度末比3,738億24百万円減少し、248,586件、22兆7,001億80百万円となりました。詳しくは、「令和6年度末の事業別長期貸付残高」の表のとおりです。

また、当事業年度末における受託貸付残高は14,836件、2,105億34百万円（前事業年度末2,199億82百万円）となりました。

令和6年度末の事業別長期貸付残高

(単位：百万円、%)

事業名	前事業年度末(A)		当事業年度末(B)		比較(B-A)
	金額	構成比	金額	構成比	金額
公共事業等	518,159	2.2	516,913	2.3	△1,245
営住宅事業	184,248	0.8	177,637	0.8	△6,611
全国防災事業	90,526	0.4	79,968	0.4	△10,557
学校教育施設等整備事業	107,064	0.5	123,561	0.5	16,497
社会福祉施設整備事業	111,380	0.5	109,198	0.5	△2,182
一般廃棄物処理事業	57,581	0.2	67,408	0.3	9,827
一般事業	82,687	0.4	82,521	0.4	△167
地域活性化事業	95,293	0.4	98,209	0.4	2,916
防災対策事業	166,240	0.7	163,037	0.7	△3,203
地方道路等整備事業	444,502	1.9	427,580	1.9	△16,922
合併特例事業	1,080,914	4.7	1,066,576	4.7	△14,338
緊急防災・減災事業	864,707	3.7	909,776	4.0	45,069
公共施設最適化事業	16,885	0.1	15,566	0.1	△1,319
公共施設等適正管理推進事業	583,341	2.5	702,062	3.1	118,720
緊急自然災害防止対策事業	381,637	1.7	478,296	2.1	96,658
脱炭素化推進事業	1,066	0.0	17,786	0.1	16,720
こども・子育て支援事業	-	-	4	0.0	皆増
辺地対策事業	2,118	0.0	5,761	0.0	3,643
過疎対策事業	233,978	1.0	331,372	1.5	97,395
臨時地方道整備事業	170,250	0.7	104,434	0.5	△65,816
臨時河川等整備事業	6,137	0.0	4,129	0.0	△2,009
臨時高等学校整備事業	3,270	0.0	2,044	0.0	△1,225
一般補助施設整備等事業	5,744	0.0	5,589	0.0	△155
臨時財政対策債	5,770,461	25.0	5,459,762	24.1	△310,700
減収補填債	519,333	2.3	494,818	2.2	△24,515
上水道事業	2,681,689	11.6	2,636,797	11.6	△44,892
簡易水道事業	219,371	1.0	211,965	0.9	△7,405
一般交通事業	16,455	0.1	17,541	0.1	1,086
都市高速鉄道事業	659,372	2.9	623,002	2.7	△36,370
病院事業	1,168,179	5.1	1,165,994	5.1	△2,185
下水道事業	6,436,491	27.9	6,211,466	27.4	△225,025
工業用水道事業	140,738	0.6	134,312	0.6	△6,426
電気事業	50,203	0.2	48,932	0.2	△1,271
ガス事業	17,164	0.1	16,253	0.1	△910
介護サービス事業	21,025	0.1	23,652	0.1	2,627
市場事業	108,687	0.5	113,426	0.5	4,739
と畜場事業	5,808	0.0	5,350	0.0	△458
駐車場事業	7,705	0.0	6,655	0.0	△1,050
港湾整備事業	34,626	0.2	33,757	0.1	△869
観光施設事業	4,748	0.0	4,637	0.0	△112
産業廃棄物処理事業	13	0.0	8	0.0	△5
一般貸付計	23,069,793	100.0	22,697,751	100.0	△372,042
道路公社	4,212	0.0	2,429	0.0	△1,782
公社貸付計	4,212	0.0	2,429	0.0	△1,782
合計	23,074,004	100.0	22,700,180	100.0	△373,824

(注) 単位未満四捨五入のため、計及び比較が一致しないことがあります。

令和6年度末の都道府県別貸付残高

(単位：件、百万円)

	都道府県		市		町村		企業団等		道路公社		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	284	468,486	5,665	661,342	9,195	256,522	259	24,150	-	-	15,403	1,410,501
青森	145	25,725	2,228	264,420	1,472	56,409	119	17,646	-	-	3,964	364,200
岩手	217	51,490	2,652	245,699	975	35,709	194	18,922	-	-	4,038	351,821
宮城	241	88,933	4,288	348,609	2,627	56,400	117	5,066	-	-	7,273	499,008
秋田	171	25,404	4,233	286,203	892	8,493	7	1,577	-	-	5,303	321,677
山形	189	72,278	2,722	171,924	1,828	32,687	166	7,983	-	-	4,905	284,871
福島	351	88,506	3,585	235,460	2,985	55,330	148	12,484	-	-	7,069	391,780
茨城	450	131,525	7,117	480,628	1,384	41,634	268	30,864	-	-	9,219	684,651
栃木	227	71,985	3,029	239,461	956	34,931	24	2,296	-	-	4,236	348,673
群馬	146	26,906	3,107	223,234	1,643	30,215	209	21,114	-	-	5,105	301,469
埼玉	227	293,270	6,933	715,121	1,995	60,933	333	21,089	-	-	9,488	1,090,413
千葉	301	177,898	5,615	759,277	881	28,008	505	35,876	1	29	7,303	1,001,089
東京	53	31,145	2,315	307,396	149	3,963	30	10,917	-	-	2,547	353,422
神奈川	159	226,102	3,433	726,145	1,386	50,114	40	11,654	-	-	5,018	1,014,015
新潟	231	68,610	6,842	333,993	869	14,154	236	31,337	-	-	8,178	448,094
富山	193	25,356	3,131	248,586	599	21,094	150	10,761	-	-	4,073	305,797
石川	97	23,488	2,670	152,832	1,239	42,863	28	2,156	-	-	4,034	221,338
福井	137	19,031	2,190	170,545	685	9,780	51	2,530	-	-	3,063	201,886
山梨	108	20,317	2,424	99,459	829	17,984	92	2,832	-	-	3,453	140,593
長野	293	45,162	3,750	232,703	2,909	52,014	148	8,732	-	-	7,100	338,612
岐阜	214	147,249	4,088	215,924	1,404	46,211	18	4,921	-	-	5,724	414,305
静岡	234	33,409	4,855	393,415	870	30,194	66	6,457	-	-	6,025	463,475
愛知	153	274,318	5,086	580,020	875	24,207	64	4,024	3	1,219	6,181	883,788
三重	377	147,052	3,687	307,907	1,089	32,098	24	2,721	-	-	5,177	489,777
滋賀	182	74,469	3,658	220,657	606	14,464	203	7,708	-	-	4,649	317,298
京都	154	34,795	3,778	440,346	1,217	28,287	43	6,896	-	-	5,192	510,324
大阪	59	254,317	6,656	1,174,268	1,037	39,768	436	85,106	-	-	8,188	1,553,459
兵庫	274	451,351	7,852	904,914	2,217	87,518	381	38,547	2	28	10,726	1,482,358
奈良	217	78,776	2,459	199,872	2,245	81,281	68	3,556	-	-	4,989	363,485
和歌山	143	50,302	1,946	243,177	2,065	77,365	91	5,677	-	-	4,245	376,521
鳥取	321	87,860	1,169	112,651	1,837	41,154	31	1,478	-	-	3,358	243,142
島根	291	86,904	2,790	182,657	386	12,696	68	4,744	-	-	3,535	287,002
岡山	146	71,455	4,110	264,604	1,244	27,184	65	6,147	-	-	5,565	369,390
広島	344	179,502	3,464	370,848	986	32,010	644	40,055	7	691	5,445	623,106
山口	386	51,785	3,918	258,716	653	12,717	71	2,934	-	-	5,028	326,153
徳島	175	43,783	1,612	126,214	835	28,829	7	368	-	-	2,629	199,195
香川	141	21,522	1,791	131,262	789	24,132	440	16,135	-	-	3,161	193,051
愛媛	51	26,090	2,158	174,087	816	28,071	21	830	-	-	3,046	229,077
高知	192	88,307	2,063	151,163	1,151	33,082	16	4,841	-	-	3,422	277,393
福岡	91	183,843	5,680	789,397	2,433	106,532	320	25,768	5	462	8,529	1,106,001
佐賀	77	35,489	1,746	160,881	659	28,246	114	6,710	-	-	2,596	231,326
長崎	123	54,023	2,686	248,930	851	22,870	12	1,966	-	-	3,672	327,789
熊本	164	87,277	2,610	177,629	1,999	57,651	75	21,923	-	-	4,848	344,479
大分	72	28,626	2,406	152,042	237	7,036	-	-	-	-	2,715	187,704
宮崎	132	62,575	1,917	150,946	732	19,606	16	367	-	-	2,797	233,495
鹿児島	194	128,214	2,307	163,845	1,075	31,538	12	959	-	-	3,588	324,556
沖縄	196	74,108	1,607	158,286	935	33,420	46	2,811	-	-	2,784	268,624
合 計	9,323	4,839,018	166,028	15,357,695	66,741	1,917,406	6,476	583,632	18	2,429	248,586	22,700,180

- (注) 1. 東京の「市」欄には特別区に対する貸付け(331件、62,439百万円)を含みます。
2. 単位未満四捨五入のため、計が一致しないことがあります。

② 地方支援業務

地方公共団体の財政の健全性の確保に資することを目的として、各団体のニーズにあわせて、その財政運営全般にわたる課題について、調査研究、人材育成・実務支援、情報発信の分野において地方支援業務を実施しました。

（調査研究）

国立大学法人政策研究大学院大学（GRIPS）と連携し、「人口減少時代等社会構造変革下における地方財政」をテーマに教育及び調査研究に関するプロジェクトを実施しました。調査研究事業については、調査研究会を6回、海外調査を3ヵ国実施し、また令和7年3月にフォーラムを実施し、その成果を広く地方公共団体等に還元しました。加えて、令和6年8月にシンポジウムを実施し、令和3年度から5年度までに実施した5ヵ国の海外調査と国内調査の研究成果について、広く地方公共団体等に還元しました。

また、国を含む専門機関等と連携して、地域金融、地方財政等、諸外国の地方行財政制度等に関する調査研究を実施しました。

（人材育成・実務支援）

総務省との共同事業として個別市区町村等にアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業については、令和6年度は従前からの公営企業・第三セクター等の経営改革、公営企業会計の適用、地方公会計の整備・活用、公共施設等総合管理計画の見直し・実行、地方公共団体のDX及び首長・管理者向けトップセミナーの6つの支援分野に加え、新たに地方公共団体のGXを追加し1,131件の申請を受け、3,546回の派遣を実施しました。

地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーや、資金調達・資金運用に携わる地方公共団体の職員を対象にそれぞれの業務に必要な金融知識の習得を目的とした研修について、集合研修を実施しました。また、多様な研修機会の充実を図り、遠隔地や小規模の地方公共団体も含め広く研修効果が及ぶよう、eラーニングによる研修も実施し、機構主催の集合研修における講義等を提供するとともに、地方財政に関する基本的な制度や地方公会計制度等に関する研修コンテンツを開発・提供しました。さらに、eラーニングで提供をした講義の一部については、アーカイブ化し、後年度においても活用できるようにしました。eラーニングについては、全講義の合計でのべ16,561人の受講申込みを受けました。

自治体ファイナンス・アドバイザー等が講師として、財政運営や資金調達・資金運用など、地方公共団体の要望に応じたテーマ・方法で講義を実施する出前講座については、講師派遣及びWeb会議システムの方法により62件実施しました。また、自治体ファイナンス・アドバイザー等が地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問の解決に向けて、専門的なアドバイスを実施する実務支援（個別相談）は、電話、メール、講師派遣及びWeb会議システム等の方法により105件実施しました。

（情報発信）

市町村が自らの財政状況を簡単に分析できる財政分析チャート「New Octagon」について、主要財政指標（財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率）を経年グラフで表示する機能を開発しました。また、先進事例検索システムについては、専門機関と連携を図りながら先進事例を682件追加するなど充実を図りました。

さらに、「情報プラットフォーム」のページにおいて、地方行財政に関する調査研究及び研修について情報を集約し、発信するとともに、地方公共団体が資金調達等を行う際に有益な経済・金融データ、金融知識、取組事例をホームページ、冊子、研修などを通じて、活用方法も含め提供しました。

③ 資金調達業務

令和6年度の資金調達総額は政府保証債の発行等により前事業年度末比 752 億円増加し、1 兆 8,230 億円（発行価額ベース。以下同じ。）となりました。

令和6年度の資金調達の状況

（単位：億円）

区分	前事業年度(A)	当事業年度(B)	比較(B-A)
	金額	金額	金額
市場公募による非政府保証債	11,243	10,609	▲633
地方公共団体金融機構 10年債	3,430	3,250	▲180
同 20年債	1,400	1,080	▲320
同 5年債(グリーンボンド)	320	410	90
同 30年債	330	330	－
FLIP債(※1)	2,490	2,415	▲75
MTNプログラム(※2)	3,273	3,124	▲148
()内は額面ベース、ともに円換算後)	(3,280)	(3,133)	(▲146)
地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券	5,335	5,395	60
10年債	2,540	2,575	35
20年債	2,795	2,820	25
長期借入による調達	900	826	▲74
政府保証債	－	1,400	1,400
資金調達総額	17,478	18,230	752

この結果、令和6年度末における機構債券の発行残高(※3)は、18兆6,812億円（前事業年度末18兆9,528億円）、借入金の借入残高は長期借入金5,295億円（前事業年度末5,303億円）となりました。

なお、令和6年度の機構債券の発行条件等は、以下のとおりです。

（注）単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

※1 FLIP (Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営)

FLIPは、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに対し、発行額や発行年限等について柔軟に対応し、一定枠の債券を機動的に発行するものです。

※2 MTNプログラム

MTNプログラムとは、Medium Term Notesプログラムの略称であり、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで海外市場において債券発行を機動的に行うことができるプログラムです。

また、MTNプログラムによる調達資金はスワップ取引を用いて、全て円建てにしております。

※3 機構債券の発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載しております。

令和6年度債券発行状況

(地方金融機構債(公募国内債))

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第179回	10年	350	0.870	100	R6.4.18	R16.4.28
第180回	10年	300	1.033	100	R6.5.23	R16.5.26
第181回	10年	350	1.114	100	R6.6.19	R16.6.28
第182回	10年	290	1.160	100	R6.7.19	R16.7.28
第183回	10年	340	0.914	100	R6.8.23	R16.8.28
第184回	10年	270	1.032	100	R6.9.20	R16.9.28
第185回	10年	250	1.058	100	R6.10.22	R16.10.27
第186回	10年	250	1.172	100	R6.11.25	R16.11.28
第187回	10年	250	1.187	100	R6.12.20	R16.12.28
第188回	10年	200	1.343	100	R7.1.24	R17.1.26
第189回	10年	200	1.460	100	R7.2.25	R17.2.28
第190回	10年	200	1.643	100	R7.3.21	R17.3.28
第111回	20年	150	1.577	100	R6.4.18	R26.4.28
第112回	20年	200	1.859	100	R6.6.19	R26.6.28
第113回	20年	180	1.950	100	R6.7.19	R26.7.28
第114回	20年	150	1.758	100	R6.9.20	R26.9.28
第115回	20年	150	1.804	100	R6.10.22	R26.10.28
第116回	20年	150	1.906	100	R6.12.20	R26.12.28
第117回	20年	100	2.028	100	R7.1.24	R27.1.27
第35回	5年	210	0.638	100	R6.6.19	R11.6.28
第36回	5年	200	0.809	100	R6.12.20	R11.12.28
第19回	30年	200	1.930	100	R6.4.18	R36.4.28
第20回	30年	130	2.253	100	R6.10.22	R36.10.28
F785回	8年	30	0.803	100	R6.4.25	R14.4.23
F786回	8年	30	0.817	100	R6.4.25	R14.6.25
F787回	9年	200	0.892	100	R6.4.25	R15.3.22
F788回	5年	40	0.555	100	R6.4.26	R11.6.26
F789回	8年	30	0.766	100	R6.4.26	R14.3.26
F790回	8年	30	0.808	100	R6.4.26	R14.9.24
F791回	17年	30	1.486	100	R6.4.26	R23.4.26
F792回	8年	30	0.821	100	R6.5.29	R13.12.25
F793回	21年	30	1.831	100	R6.5.29	R27.2.28
F794回	21年	30	1.839	100	R6.5.29	R27.3.29

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発 行 日	償 還 日
F795回	5年	40	0.573	100	R6. 6. 26	R11. 8. 24
F796回	9年	30	0.961	100	R6. 6. 26	R15. 12. 20
F797回	27年	50	2.103	100	R6. 6. 26	R33. 6. 26
F798回	7年	60	0.780	100	R6. 7. 25	R13. 7. 25
F799回	11年	40	1.156	100	R6. 7. 25	R17. 2. 22
F800回	13年	30	1.389	100	R6. 7. 25	R19. 7. 24
F801回	15年	30	1.564	100	R6. 7. 25	R21. 7. 25
F802回	17年	30	1.706	100	R6. 7. 25	R23. 7. 25
F803回	6年	30	0.684	100	R6. 7. 26	R12. 7. 26
F804回	7年	200	0.800	100	R6. 7. 26	R13. 6. 26
F805回	15年	45	1.567	100	R6. 7. 26	R21. 7. 26
F806回	15年	30	1.567	100	R6. 7. 26	R21. 7. 26
F807回	15年	30	1.567	100	R6. 7. 26	R21. 7. 26
F808回	5年	40	0.574	100	R6. 9. 27	R11. 11. 27
F809回	7年	60	0.658	100	R6. 9. 27	R13. 10. 27
F810回	8年	30	0.724	100	R6. 9. 27	R14. 9. 27
F811回	8年	30	0.724	100	R6. 9. 27	R14. 9. 27
F812回	7年	200	0.773	100	R6. 10. 29	R13. 9. 26
F813回	11年	30	1.110	100	R6. 10. 29	R17. 5. 29
F814回	16年	30	1.609	100	R6. 10. 29	R23. 3. 28
F815回	7年	30	0.914	100	R6. 11. 29	R13. 11. 28
F816回	8年	30	0.992	100	R6. 11. 29	R14. 11. 29
F817回	28年	50	2.284	100	R6. 11. 29	R34. 11. 29
F818回	5年	40	0.827	100	R6. 12. 25	R12. 2. 25
F819回	7年	30	0.925	100	R6. 12. 25	R14. 4. 23
F820回	8年	30	0.974	100	R6. 12. 25	R14. 12. 24
F821回	11年	30	1.231	100	R6. 12. 25	R17. 7. 25
F822回	12年	30	1.343	100	R6. 12. 25	R18. 12. 25
F823回	4年	30	0.928	100	R7. 1. 30	R11. 6. 29
F824回	4年	60	0.928	100	R7. 1. 30	R11. 6. 29
F825回	4年	30	0.928	100	R7. 1. 30	R11. 6. 29
F826回	4年	30	0.928	100	R7. 1. 30	R11. 6. 29
F827回	4年	30	0.928	100	R7. 1. 30	R11. 6. 29
F828回	7年	200	1.054	100	R7. 1. 30	R13. 12. 19
F829回	7年	30	1.075	100	R7. 1. 31	R14. 5. 31
F830回	8年	30	1.118	100	R7. 1. 31	R15. 1. 31

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
F831回	8年	30	1.118	100	R7.1.31	R15.1.31
F832回	5年	40	1.200	100	R7.3.27	R12.5.27
F833回	7年	45	1.263	100	R7.3.27	R14.1.27
F834回	7年	45	1.263	100	R7.3.27	R14.1.27

償還方法：満期一括償還

(地方金融機構債 (MTN プログラムによる債券))

区分 回号	年限	発行額		表面利率 (%)	発行価額 (%)	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後 (億円) ※				
第106回	5年	米ドル	2,310	5.000	99.716	R6.4.23	R11.4.23
第107回	5年	ユーロ	814	2.750	99.636	R7.1.16	R12.1.16

※ 円換算後の発行額（発行価額ベース）は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額です。

償還方法：満期一括償還

(地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
A号第171回	10年	125	0.900	100	R6. 4. 18	R16. 4. 18
A号第172回	10年	125	1.063	100	R6. 5. 24	R16. 5. 24
A号第173回	10年	125	1.144	100	R6. 6. 21	R16. 6. 21
A号第174回	10年	125	1.190	100	R6. 7. 18	R16. 7. 18
A号第175回	10年	125	0.944	100	R6. 8. 23	R16. 8. 23
A号第176回	10年	125	1.062	100	R6. 9. 20	R16. 9. 20
A号第177回	10年	125	1.088	100	R6. 10. 22	R16. 10. 20
A号第178回	10年	125	1.202	100	R6. 11. 25	R16. 11. 24
A号第179回	10年	125	1.217	100	R6. 12. 19	R16. 12. 19
A号第180回	10年	125	1.373	100	R7. 1. 24	R17. 1. 24
A号第181回	10年	125	1.490	100	R7. 2. 25	R17. 2. 22
A号第182回	10年	125	1.673	100	R7. 3. 21	R17. 3. 20
B号第102回	10年	70	0.900	100	R6. 4. 18	R16. 4. 18
B号第103回	10年	50	1.063	100	R6. 5. 24	R16. 5. 24
B号第104回	10年	70	1.144	100	R6. 6. 21	R16. 6. 21
B号第105回	10年	165	1.190	100	R6. 7. 18	R16. 7. 18
B号第106回	10年	105	0.944	100	R6. 8. 23	R16. 8. 23
B号第107回	10年	65	1.062	100	R6. 9. 20	R16. 9. 20
B号第108回	10年	70	1.088	100	R6. 10. 22	R16. 10. 20
B号第109回	10年	80	1.202	100	R6. 11. 25	R16. 11. 24
B号第110回	10年	65	1.217	100	R6. 12. 19	R16. 12. 19
B号第111回	10年	155	1.373	100	R7. 1. 24	R17. 1. 24
B号第112回	10年	110	1.490	100	R7. 2. 25	R17. 2. 22
B号第113回	10年	70	1.673	100	R7. 3. 21	R17. 3. 20
C号第102回	20年	85	1.597	100	R6. 4. 18	R26. 4. 18
C号第103回	20年	65	1.788	100	R6. 5. 24	R26. 5. 24
C号第104回	20年	85	1.879	100	R6. 6. 21	R26. 6. 21
C号第105回	20年	180	1.970	100	R6. 7. 18	R26. 7. 15
C号第106回	20年	120	1.754	100	R6. 8. 23	R26. 8. 23
C号第107回	20年	85	1.778	100	R6. 9. 20	R26. 9. 20
C号第108回	20年	85	1.824	100	R6. 10. 22	R26. 10. 21
C号第109回	20年	90	1.921	100	R6. 11. 25	R26. 11. 25
C号第110回	20年	80	1.926	100	R6. 12. 19	R26. 12. 19
C号第111回	20年	195	2.048	100	R7. 1. 24	R27. 1. 24
C号第112回	20年	140	2.055	100	R7. 2. 25	R27. 2. 24

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
C号第113回	20年	110	2.329	100	R7.3.21	R27.3.21
D号第97回	20年	125	1.597	100	R6.4.18	R26.4.18
D号第98回	20年	125	1.788	100	R6.5.24	R26.5.24
D号第99回	20年	125	1.879	100	R6.6.21	R26.6.21
D号第100回	20年	125	1.970	100	R6.7.18	R26.7.15
D号第101回	20年	125	1.754	100	R6.8.23	R26.8.23
D号第102回	20年	125	1.778	100	R6.9.20	R26.9.20
D号第103回	20年	125	1.824	100	R6.10.22	R26.10.21
D号第104回	20年	125	1.921	100	R6.11.25	R26.11.25
D号第105回	20年	125	1.926	100	R6.12.19	R26.12.19
D号第106回	20年	125	2.048	100	R7.1.24	R27.1.24
D号第107回	20年	125	2.055	100	R7.2.25	R27.2.24
D号第108回	20年	125	2.329	100	R7.3.21	R27.3.21

A、D号債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

B、C号債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券

償還方法：満期一括償還

(政府保証国内債)

区分 回号	年限	発行額 (億円)	表面利率 (%)	発行価額 (円)	発行日	償還日
第14回	4年	700	0.494	100	R6.7.30	R10.7.28
第15回	4年	700	0.450	100	R6.9.27	R10.9.27

償還方法：満期一括償還

令和6年度借入状況

(借入金)

区分	当期首残高 (億円)	当期末残高 (億円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	834	880	0.107	R7.9.3～ R8.3.19
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	4,469	4,415	0.339	R8.9.16～ R22.3.16

返済方法：満期一括返済

④ 公営競技納付金の概況

令和6年度における公営競技納付金（令和5年度開催分に基づく納付金）は、226億76百万円でした。
 なお、納付団体数は91団体で、公営競技の開催権を有する団体（令和5年度：190団体）の47.9%でした。
 最近の公営競技納付金等の推移は以下のとおりです。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
公営競技納付金(百万円)	9,041	13,691	19,997	19,589	22,676
地方公共団体健全化基金(百万円)	920,287	920,287	923,873	926,499	931,870
公営競技開催権を有する団体数	191	191	191	191	190
納付団体数	60	86	87	91	91

(2) 当事業年度の財政状態、経営成績等の分析

(当事業年度の損益状況)

経常収益は2,086億円(前事業年度末比4億円減少)となりました。その大部分を占める貸付金利息は1,857億円(同比38億円減少)となりました。また、経常費用は1,258億円(同比75億円増加)となりました。その大部分を占める債券利息は1,154億円(同比55億円増加)となりました。

この結果、経常利益は828億円(同比80億円減少)となりました。

また、特別利益として機構法附則第14条の規定に基づく国庫納付のための公庫債権金利変動準備金取崩額300億円と、旧公庫時代の貸付けに係る当事業年度の利下げ所要額のうち、地方公共団体健全化基金の運用益をもって充てる部分以外の額の財源として利差補てん積立金取崩額20億円を計上するとともに、特別損失として公営企業債券の借換益等に係る公庫債権金利変動準備金繰入額486億円及び同法附則第14条の規定に基づく国庫納付金300億円を計上しています。

この結果、当事業年度の機構全体の当期純利益は362億円(同比同水準)となりました。

(当事業年度の資産等の状況)

資産の部につきましては、23兆8,938億円(前事業年度末比2,702億円減少)となりました。このうち、貸付金は22兆7,001億円(同比3,738億円減少)となりました。

負債の部につきましては、23兆4,448億円(同比2,934億円減少)となりました。このうち債券は18兆6,776億円(同比2,716億円減少)、純資産の部につきましては、地方公共団体出資金等4,490億円(同比231億円増加)となりました。

負債の部のうち地方公共団体健全化基金の残高は、前事業年度末に比べ53億円増加し、9,318億円となりました。これは、公営競技納付金の額が、基金運用益を充当した残りの利下げ補てん所要額を上回ったことによるものです。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローは1,121億円の収入(前事業年度末比2,456億円増加)、投資活動によるキャッシュ・フローは697億円の支出(同比6,100億円減少)、財務活動によるキャッシュ・フローは73億円の支出(同比230億円増加)となりました。

この結果、現金及び現金同等物の当事業年度末残高は、前事業年度末残高に比べて350億円増加し、9,087億円となりました。

(自己査定・財務審査結果)

機構は銀行法及び金融再生法の適用を受けませんが、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

また、地方公共団体に対する貸付けについては、健全化判断比率に基づく貸付残高の分類を行っております。

当事業年度末のこれらの結果は以下のとおりです。

令和6年度末自己査定結果

自己査定による 債務者区分	自己査定による 債権分類	(単位：百万円) (参考) 銀行法及び金融再生法 に基づく債権
破綻先 0		破産更生債権及び これらに準ずる債権 0
実質破綻先 0		危険債権 0
破綻懸念先 0		要管理債権 0 三月以上延滞債権 0 貸出条件緩和債権 0
0 要注意先 691 (0.00%)		
正常先 1,739(0.01%)		
非区分 (地方公共団体) 22,703,259 (99.99%)	非分類 22,705,690 (100.00%)	正常債権 22,705,690 (100.00%)
総計 22,705,690	総計 22,705,690	総計 22,705,690

- (注) 1. 自己査定、銀行法及び金融再生法に基づく債権は、貸出金及び未収利息です(金額は令和6年度末)。
2. () 内の数値は総計に対する構成比です。
3. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。
4. 「銀行法及び金融再生法に基づく債権」について、機構は銀行法及び金融再生法の適用を受けませんが、参考として、機構の全ての債権を、当該法令に当てはめた場合の債権区分との関係を示しています。

健全化判断比率に基づく令和6年度末貸付残高の分類

財政健全化法の健全化判断比率（令和5年度決算ベース）に基づき、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する令和6年度末貸付残高を分類

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	団体数	割合	貸付残高	割合
財政再生団体	1	0.05%	8,816	0.04%
財政健全化団体	0	0.00%	0	0.00%
健全団体	1,775	82.37%	22,105,302	97.39%
都道府県及び市区町村 計（A）	1,776	82.41%	22,114,118	97.43%
一部事務組合等（B）	379	17.59%	583,632	2.57%
合計（A+B）	2,155	100.00%	22,697,751	100.00%

（注）1. 貸付残高の数値は、都道府県、市区町村及び一部事務組合等に対する当事業年度末貸付残高（公営企業債を含む。）であり、地方道路公社への貸付残高は含みません。

なお、自己査定結果の債務者区分の非区分（地方公共団体）との相違は、自己査定結果には未収利息が含まれていることによります。

2. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体です。

3. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体です。

4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがあります。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

[参考]

【わが国の地方財政制度の下での機構の資産の安全性と強固な財務基盤】

(1) 地方財政と地方財政計画

地方公共団体は、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差に関わらず安定的に行政サービスを提供していく必要があり、これを担保するために、国は、毎年度、地方財政の規模や収支見通しを全体として捉えた「地方財政計画」を策定しています。

地方財政計画は、毎年度の国の予算編成を受けて、地方公共団体総体としての歳入と歳出が均衡するように策定され、この計画を通じて、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方交付税や地方債等により各地方公共団体の財源が保障されています。

(2) 地方債

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。

地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則ですが、建設事業等将来の住民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合や災害等臨時的に多額な出費の必要がある場合等には、地方債をその財源とすることができます。

地方財政計画(令和6年度当初計画)



※東日本大震災分を含む。
※四捨五入により計が一致しないことがある。

(3) 地方債計画

地方債計画は、国が毎年度策定する地方債の発行に関する年間計画です。国の予算編成と並行して策定される地方財政計画及び財政投融资計画と密接な関連を有しており、地方財政の運営上、次のような重要な役割を果たしています。

1) 地方債計画に基づく同意（許可）の運用

地方債計画は、同意（許可）をする地方債の予定総額や事業別の起債予定額等を示すものであり、地方債の同意（許可）は、通常この計画に基づいて運用されます。

2) 地方債の原資の保障

地方債計画は、地方債の所要額と原資との調整を図った上で、地方債の原資を事業別に予定し、地方債を同意（許可）する場合の資金供給先別の内訳を示すものです。

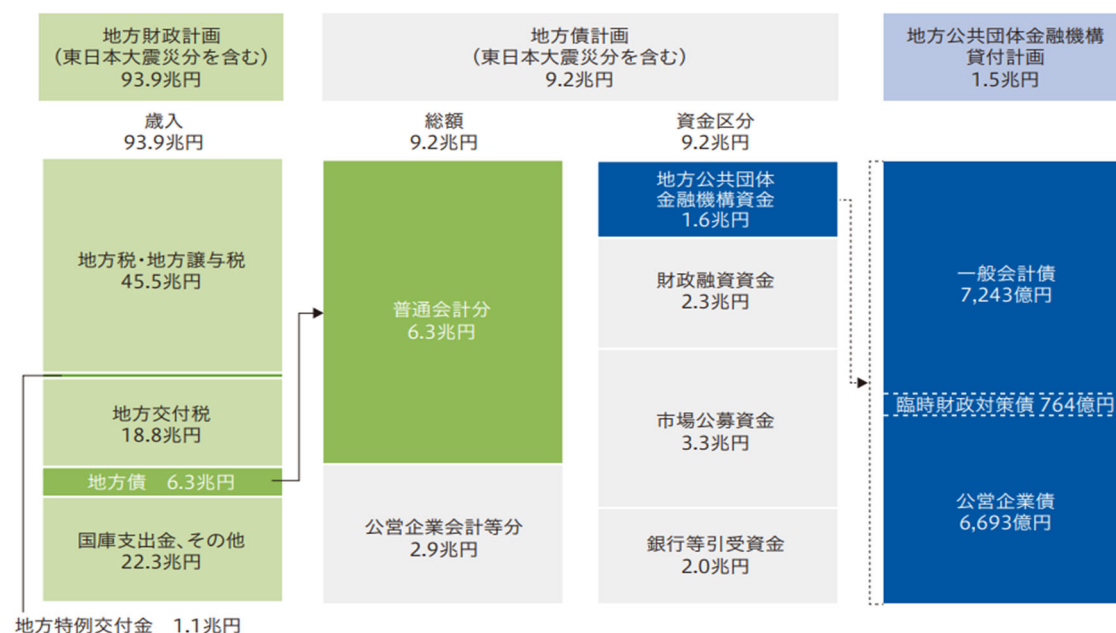
3) 地方公共団体の起債の指針

地方債計画は、地方財政計画と同様に公表され、事業別の地方債の同意等の見通しを示しています。

(4) 地方債の資金としての地方公共団体金融機構資金

地方財政計画と地方債計画、地方公共団体金融機構資金の関係は次の図のようになっており、地方債の資金をその引受先から大別すると、財政融資資金、機構資金及び民間等資金（市場公募資金及び銀行等引受資金）に分けられます。機構資金は、地方債の資金の17.4%を占め、財政融資資金とともに公的資金に区分されています。

地方財政計画と地方債計画との関係(令和6年度当初計画)



※地方公共団体金融機構貸付計画は地方債計画を基礎として、過年度同意(許可)債の貸付等を勘案して作成するため、地方債計画と一致しない。

(5) 地方債の安全性

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、バーゼル規制の標準的な手法における地方債のリスクウエイトは0%とされています。

1) 地方債の元利償還に要する財源の確保

- ① 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
- ② 地方財政計画の歳出に公債費(地方債の元利償還金)を計上
- ③ 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
- ④ 地方交付税の算定において、標準的な財政需要額(基準財政需要額)に地方債の元利償還金の一部を算入

→ マクロ(地方財政計画)・ミクロ(地方交付税措置)の両面において地方債の元利償還に必要な財源を国が保障しています。

※上記②、③、④の措置については、国又は都道府県の同意等を得た地方債のみが対象となっています。

2) 早期是正措置としての起債許可制度

- ① 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限
- ② 赤字団体への起債制限

→ 個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限できる仕組みがとられています。

3) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

- ① 財政指標の公表による情報開示の徹底
- ② 財政指標が早期健全化基準以上となった団体につき自主的な改善努力に基づく財政健全化
- ③ 財政指標が財政再生基準以上となった団体につき国等が関与した財政再生

→ 地方財政の情報開示の徹底や早期健全化、財政再生等により地方債の元利償還が確実に行われるよう担保されています。

(6) 地方財政制度の下での機構の資産の安全性と強固な財務基盤

機構の財務諸表における資産の大宗を占める貸付金は、リスクウエイトが0%の地方債のみを対象とし、地方債の発行に伴う同意等の運用、元利償還に要する財源の確保等地方財政制度の下で確実に償還される極めて安全性の高いものになっており、これまで貸倒れは1件も発生していません。

また、機構は、地方公共団体に対して、最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達の期間に大きな差異が生じています。そのため、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払い利息が貸付受取利息を上回り、逆ざやとなるリスク）が生じますが、機構ではこれを所要の金利変動準備金等を設けて対応することとしており、強固な財務基盤を確立しています。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当事業年度において、情報システム関連投資等を中心に合計 1,047 百万円（ほかソフトウェア 3,536 百万円）の投資を行いました。なお、当事業年度において、情報システム関連投資を中心に合計 442 百万円の除却を行いました。

機構では、当事業年度において次の設備を取得しました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	建物付属設備	2
事務所等	東京都千代田区ほか	器具備品	1,045
事務所	東京都千代田区	ソフトウェア	3,536

（注） 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

機構では、当事業年度において次の設備を除却しました。

対象	所在地	内容	取得額（百万円）
事務所	東京都千代田区	建物付属設備	2
事務所等	東京都千代田区ほか	器具備品	440

（注） 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

2【主要な設備の状況】

当事業年度末における主要な設備の状況は次のとおりです。

事業所名	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	リース資産	合計	職員数 (人)
			面積(㎡)	帳簿価額(百万円)					
機構	東京都 千代田区ほか	事務室等・ 社宅	3, 108	1, 332	480	989	－	2, 802	95

- （注） 1. 上表の設備に関連する建物の年間賃借料は 250 百万円です。
2. 上表における動産は、器具・備品 977 百万円、その他 12 百万円です。
3. 上表にはソフトウェア 3,580 百万円、ソフトウェア仮勘定 2 百万円、建設仮勘定 4 百万円は含みません。
4. 単位未満切り捨てのため、計が一致しないことがあります。

3【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在において計画中である主要な設備の新設、除却等は、次のとおりです。

(1) 新設・改修

当事業年度末現在において、建物 56 百万円、建物付属設備 7 百万円、器具・備品 55 百万円の改修等を予定しております。また、ソフトウェア 1,240 百万円の投資を予定しております。

(2) 除却、売却等

当事業年度末現在において計画中である主要な設備の除却等はありません。

第4【機構の状況】

1【出資金等の状況】

機構の資本金は、機構法第4条第1項の規定により、機構の設立に際し、地方公共団体が出資する額の合計額とされています。

当事業年度末の出資金については、次のとおりです。

(令和7年3月31日現在)

	団体数	出資金額(千円)
都道府県	47	6,367,000
市・特別区	815	9,200,300
町村等	927	1,034,800
合計	1,789	16,602,100

※ 町村等には、一部事務組合が含まれます。

2【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

機構は、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として設立されたことを踏まえ、地方自らが責任を持って自律的・主体的に経営を行う体制を確立するとともに、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じて経営のガバナンスを確保することを基本的な方針としております。

① 機構の機関の内容及び財務報告に係る内部統制の状況等

イ. 機構の機関の基本説明

(代表者会議)

機構は地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高の意思決定機関として設けられております。

また、代表者会議の委員については、最大限の外部性、透明性の確保を図るため、知事、市長、町村長それぞれの代表者(3名)に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方が選ばれております。

代表者会議は、予算・決算や事業計画など、機構の運営全般に関する重要事項について議決権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び債務の状況報告を求めたり、違法行為等の是正を命ずる権限を有しております。

なお、令和7年3月31日現在の代表者会議委員は次のとおりです。

(地方公共団体の代表者)

河野 俊嗣(宮崎県知事)(議長)

牛越 徹(長野県大町市長)

吉田 隆行(広島県坂町長)

(外部の学識経験者)

小幡 純子(日本大学大学院法務研究科(法科大学院)教授)

神野 直彦(東京大学名誉教授)

池田 晃治(株式会社ひろぎんホールディングス代表取締役会長)

（経営審議委員会）

地方公共団体は資金の貸し手となる機構の設立主体であり、かつ資金の借り手でもあるという点を踏まえ、透明性かつ外部性を備えた経営・責任あるガバナンスを確立するため、外部有識者による審議機関として経営審議委員会が設けられております。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する方その他の学識経験者のうちから代表者会議が任命することとされております。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算や事業計画など、機構の業務に関する重要事項について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができるとされております。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

なお、令和 7 年 3 月 31 日現在の経営審議委員会委員は次のとおりです。

前田 栄治	（株式会社ちばぎん総合研究所取締役社長）（委員長）
林 宏昭	（関西大学教授）
勢一 智子	（西南学院大学教授）
玉冲 仁美	（株式会社紡代表取締役）
上崎 正則	（元株式会社時事通信社取締役）
遠藤 尚秀	（大阪公立大学大学院教授）

（会計監査人）

機構は市場からの資金調達を行う組織であることから、市場の信認を得て低利な資金調達を可能とするためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要です。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務付けられております。

（役員）

機構は、機構法及び定款の規定により、役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 3 人以内及び監事 2 人を置くこととされております。

理事長は、機構を代表し、その業務を総理しております。

副理事長は、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

理事は、理事長及び副理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。

監事は、機構の業務を監査し、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができます。

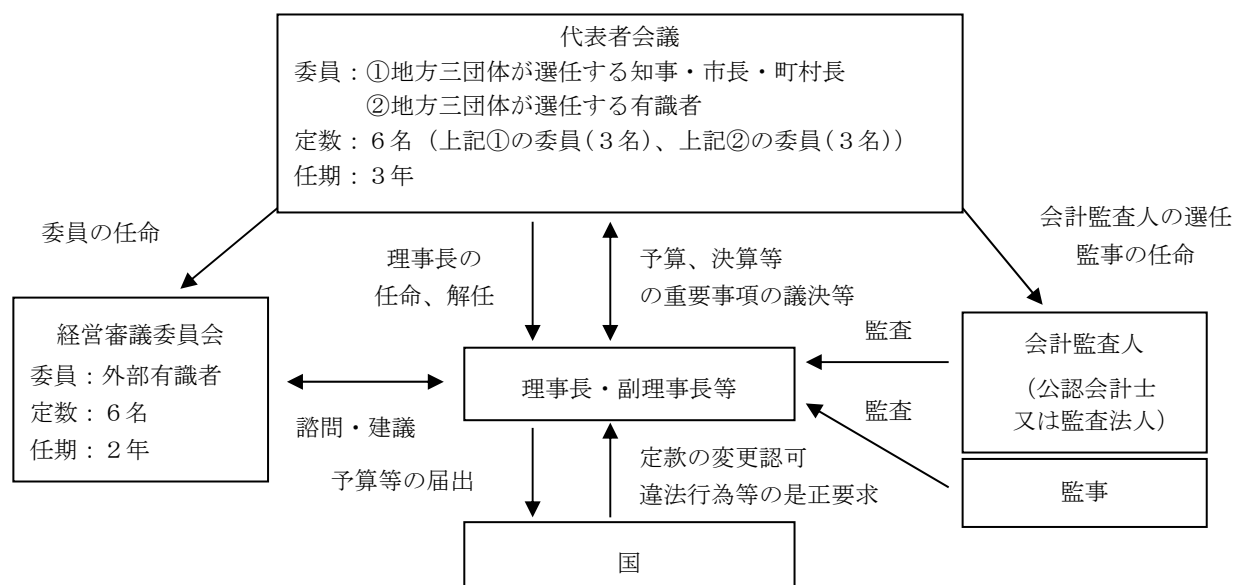
理事長及び監事は、代表者会議が任命し、副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命します。また、代表者会議又は理事長は、機構の役員が機構法第 21 条の欠格条項に該当するに至ったときは、これを解任しなければならないとともに、一定の事由がある場合はこれを解任することができます。

（総務大臣等の認可事項）

定款の変更については、機構法第 5 条第 2 項の規定により総務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

ただし、機構法附則第 9 条第 1 項の規定により機構が承継する旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の回収が終了するまでの間は、毎事業年度、当該債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を実施するための計画（公庫債権管理計画）を作成し、総務大臣及び財務大臣の認可を受けなければならないこととされております。

以上の業務執行・監督等の仕組みを図にすると、以下のとおりです。



ロ、財務報告に係る内部統制の状況

機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成 20 年総務省令第 87 号。以下「財会省令」という。）に基づく内部統制報告制度を実施しております。

具体的には、財務諸表等の適正性を確保するために必要な財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備及び運用を行い、その評価を実施し、その結果を、事業年度の末日を基準日として内部統制報告書にまとめ、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表しております。

なお、令和 6 年度分の内部統制報告書においては、機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しており、会計監査人による内部統制監査報告書において「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。」との監査意見（財会省令第 32 条第 2 項第 1 号の無限定適正意見）を得ております。

ハ、コンプライアンス

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程を定めております。この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めております。

- ・ 役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識したうえ、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。
- ・ 役職員は、機構が担う業務について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信頼確保に努めなければならない。

このほか、機構の公共的使命にかんがみ、地方公共団体機構役職員倫理規程を定め、役職員の職務に係る倫理の保持のため、利害関係者から贈与等を受けることを禁止すること等により、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止に取り組んでいます。

また、機構では、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しております。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定・改廃、行動指針の作成、実行計画の策定など、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っております。

コンプライアンスに関する総合調整を行う部署として、コンプライアンス統括部を設置し、統括部においては委員会からの指示のもと、コンプライアンスに関する事項の企画（体制指導・研修の実施・マニュアル整備）等を実施しています。

② リスク管理体制の整備の状況

（統合的リスク管理とリスク管理体制）

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

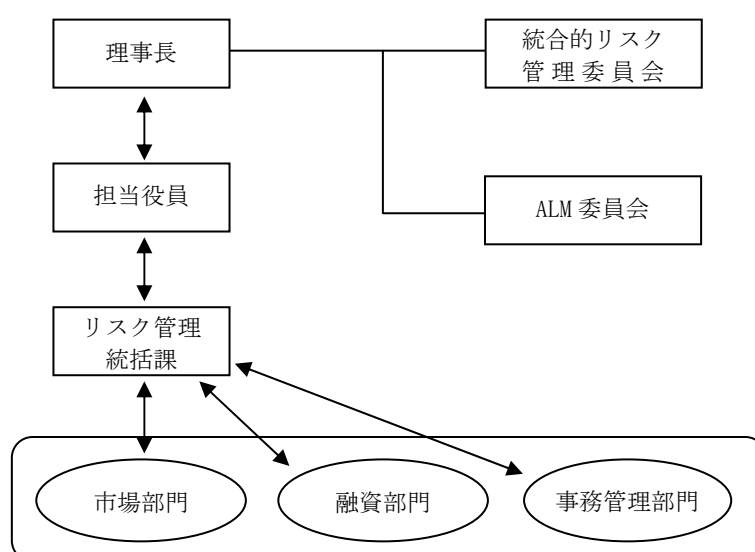
このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

（機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理）

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画の策定等の機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

機構のリスク管理体制



(2) 【役員の状況】

男性7名、女性1名 (役員のうち女性の比率 一%)

(令和7年3月31日現在)

役職名	氏 名	生年月日	経 歴	任期
理事長	内藤 尚志	昭和 36 年 11 月 1 日生	昭和59年4月 自治省入省 令和元年7月 総務省自治財政局長 令和3年7月 消防庁長官 令和4年6月 総務審議官(自治行政担当) 令和5年7月 総務事務次官 令和6年10月 地方公共団体金融機構理事長(現職)	令和6年10月1日 ～ 令和8年7月31日
副理事長	加藤 純一	昭和 32 年 7 月 30 日生	昭和55年4月 株式会社富士銀行入行 平成21年4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員 平成28年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ 執行役専務グローバルマーケットカンパニー長 令和2年4月 みずほ総合研究所株式会社取締役会長 令和3年4月 みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社顧問 令和3年10月 地方公共団体金融機構副理事長(現職)	令和5年10月1日 ～ 令和8年9月30日
理 事	濱田 厚史	昭和 43 年 5 月 24 日生	平成4年4月 自治省入省 平成29年7月 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局参事官 令和2年4月 地方公務員共済組合連合会事務局長 令和4年6月 自動車安全運転センター理事 令和5年7月 総務省大臣官房審議官(財政制度・財務担当) 令和6年7月 地方公共団体金融機構理事(現職)	令和6年10月1日 ～ 令和8年9月30日
理 事	藤田 裕司	昭和 36 年 3 月 6 日生	昭和58年4月 東京都入都 平成27年7月 東京都人事委員会事務局長 平成28年7月 東京都産業労働局長 令和元年7月 東京都教育委員会教育長 令和4年6月 日本自動車ターミナル株式会社代表取締役社長 令和6年8月 地方公共団体金融機構理事(現職)	令和6年10月1日 ～ 令和8年9月30日
理 事	吾郷 俊樹	昭和 41 年 10 月 29 日生	平成元年4月 大蔵省入省 平成25年6月 財務省大臣官房付 兼 内閣府地方分権改革推進室参事官 兼 内閣府地域自主戦略交付金業務室参事官 平成26年7月 財務省大臣官房信用機構課長 令和2年7月 国土交通省大臣官房審議官(北海道局担当) 令和4年6月 内閣官房郵政民営化推進室副室長 令和6年7月 地方公共団体金融機構理事(現職)	令和6年10月1日 ～ 令和8年9月30日
監 事	秋山 公城	昭和 44 年 4 月 2 日生	平成4年4月 農林水産省入省 平成29年7月 農林水産省農村振興局農村政策部農村計画課長 平成30年7月 内閣官房内閣参事官(内閣人事局) 令和3年10月 内閣官房内閣参事官(新しい資本主義実現本部事務局) 令和4年6月 国土交通省大臣官房審議官(国土政策局担当) 令和6年7月 地方公共団体金融機構監事(現職)	令和6年10月1日 ～ 令和8年9月30日
監 事 (非常勤)	山本 泰生	昭和 37 年 6 月 2 日生	昭和62年4月 神戸市入庁 平成31年4月 神戸市経済観光局長 令和2年4月 神戸市水道事業管理者 令和5年4月 (公財) こうべ市民福祉振興協会会長 令和6年4月 神戸航空貨物ターミナル株式会社代表取締役社長 令和6年8月 地方公共団体金融機構監事(非常勤)(現職)	令和6年8月1日 ～ 令和8年7月31日

(3) 【監査の状況】

① 監事監査の状況

監事は、機構が、法令等に従い、適正かつ効率的、効果的に運営されるよう、独立の機関として、機構法第18条の規定に基づき、機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。

監査は、毎年度当初に監事が定めた監査計画に基づいて行うほか、監事が必要と認めた場合に臨時に行うことができます。

監事は、監査の方法及び結果を記載した監査報告書を理事長に提出するものとし、是正又は改善を要すると認められる事項に関する措置の状況等について、理事長に対し、報告を求めます。

② 内部監査の状況

機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、内部監査を実施しております。

検査役は内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告しております。

内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告しております。また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告しております。

③ 会計監査の状況

イ. 監査法人の名称

EY 新日本有限責任監査法人

ロ. 継続監査期間

17 年

ハ. 業務を執行した公認会計士

伊 澤 賢 司 氏（継続監査年数 7 年）
大 村 真 敏 氏（同 2 年）
橋 本 宜 幸 氏（同 3 年）

二. 監査業務に係る補助者の構成

機構の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 11 名、会計士試験合格者 5 名、その他 9 名です。

ホ. 監査法人の選定方針とその理由

会計監査人が、機構法第 37 条第 4 項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合するときは、代表者会議において会計監査人の解任を検討します。

④ 監査報酬の内容等

イ. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区 分	前事業年度		当事業年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
機構	26	8	28	8

(注) 1. 機構における非監査業務の内容は、コンフォートレター作成業務等です。

2. 消費税及び地方消費税を除きます。

ロ. 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬
該当事項はありません。

ハ. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ニ. 監査報酬の決定方針
該当事項はありません。

(4) 【役員の報酬等】

イ. 当事業年度における機構の役員に対する報酬額は、105 百万円です。

ロ. 当事業年度末現在の役員の給与及び退職手当の支給基準は、以下のとおりです。

(給与)

給与の種類	支給基準等			
俸給	月額により支給			
	役職	俸給月額	役職	俸給月額
	理事長	1,191 千円	監事	772 千円
	副理事長	1,049 千円	非常勤役員(注)	201 千円
	理事	829 千円		
地域手当	俸給月額 × 0.20			
通勤手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じて支給			
期末手当及び勤勉手当	一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 19 条の 4 及び第 19 条の 7 の規定に準じて支給			

(注) 非常勤役員については俸給のみの支給です。

(退職手当)

退職日における俸給月額 × 0.20 × 在職期間（月数）

第 5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

機構の財務諸表は、財会省令に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

機構は、機構法第 37 条第 1 項の規定に基づき、当事業年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、EY 新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

機構には子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

科目	注記 番号	前事業年度末 (令和6年3月31日現在)		当事業年度末 (令和7年3月31日現在)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)					
貸付金	2	23,074,004	95.49	22,700,180	95.00
有価証券		204,500	0.85	272,000	1.14
現金預け金		873,692	3.62	908,700	3.80
その他資産		5,545	0.02	6,527	0.03
有形固定資産	1	2,933	0.01	2,807	0.01
無形固定資産		3,447	0.01	3,583	0.01
前払年金費用		-	-	25	0.00
資産の部合計		24,164,123	100.00	23,893,823	100.00
(負債の部)					
債券	3	18,949,328	78.42	18,677,661	78.17
借入金		530,300	2.19	529,500	2.22
金融商品等受入担保金		413,091	1.71	370,616	1.55
その他負債		6,807	0.03	6,341	0.03
賞与引当金		60	0.00	63	0.00
役員賞与引当金		10	0.00	10	0.00
退職給付引当金		45	0.00	78	0.00
役員退職慰労引当金		15	0.00	11	0.00
地方公共団体健全化基金		926,499	3.83	931,870	3.90
基本地方公共団体健全化基金		926,499	3.83	931,870	3.90
特別法上の準備金等	4	2,912,073	12.05	2,928,649	12.26
金利変動準備金		2,200,000	9.10	2,200,000	9.21
公庫債権金利変動準備金		708,654	2.93	727,327	3.04
利差補てん積立金		3,419	0.01	1,321	0.01
負債の部合計		23,738,231	98.24	23,444,803	98.12
(純資産の部)					
地方公共団体出資金		16,602	0.07	16,602	0.07
利益剰余金		370,406	1.53	406,639	1.70
一般勘定積立金		370,406	1.53	406,639	1.70
評価・換算差額等		△ 18,926	△ 0.08	△ 32,029	△ 0.13
管理勘定利益積立金		57,808	0.24	57,808	0.24
純資産の部合計		425,891	1.76	449,020	1.88
負債及び純資産の部合計		24,164,123	100.00	23,893,823	100.00

②【損益計算書】

科目	注記番号	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)		当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
経常収益		209,118	100.00	208,625	100.00
資金運用収益		191,948		191,146	
役務取引等収益		66		62	
その他業務収益		99		3	
その他経常収益		17,003		17,413	
地方公共団体健全化基金受入額		16,964		17,304	
その他の経常収益		39		108	
経常費用		118,277	56.56	125,816	60.31
資金調達費用		110,974		116,879	
役務取引等費用		275		264	
その他業務費用		2,712		3,744	
営業経費		4,314		4,928	
その他経常費用		0		-	
経常利益		90,841	43.44	82,808	39.69
特別利益		52,538	25.12	32,097	15.39
公庫債権金利変動準備金取崩額	2	50,000		30,000	
利差補てん積立金取崩額		2,538		2,097	
特別損失		107,088	51.21	78,673	37.71
公庫債権金利変動準備金繰入額		57,088		48,673	
国庫納付金	2	50,000		30,000	
当期純利益	1	36,292	17.35	36,232	17.37

③【純資産変動計算書】

I 前事業年度

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,602	334,114	334,114	350,716	△14,579	57,808	393,946
当期変動額							
当期純利益	-	36,292	36,292	36,292	-	-	36,292
出資者資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	△4,347	-	△4,347
当期変動額合計	-	36,292	36,292	36,292	△4,347	-	31,945
当期末残高	16,602	370,406	370,406	387,008	△18,926	57,808	425,891

II 当事業年度

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

	出資者資本				評価・換算 差額等	管理勘定 利益 積立金	純資産 合計
	地方公 共団体 出資金	利益剰余金		出資者 資本 合計	繰延 ヘッジ損益		
		一般勘定 積立金	利益剰余金 合計				
当期首残高	16, 602	370, 406	370, 406	387, 008	△18, 926	57, 808	425, 891
当期変動額							
当期純利益	-	36, 232	36, 232	36, 232	-	-	36, 232
出資者資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	-	-	-	-	△13, 103	-	△13, 103
当期変動額合計	-	36, 232	36, 232	36, 232	△13, 103	-	23, 129
当期末残高	16, 602	406, 639	406, 639	423, 241	△32, 029	57, 808	449, 020

④【キャッシュ・フロー計算書】

科目	注記番号	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
		金額 (百万円)	金額 (百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
当期純利益		36,292	36,232
減価償却費		545	927
資金運用収益		△ 191,948	△ 191,146
資金調達費用		110,974	116,879
賞与引当金の増減額(△は減少)		5	3
役員賞与引当金の増減額(△は減少)		1	0
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△ 29	32
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)		△ 0	△ 4
前払年金費用の増減額(△は増加)		-	△ 25
地方公共団体健全化基金の増減額(△は減少)		△ 16,964	△ 17,304
公庫債権金利変動準備金の増減額(△は減少)		57,088	48,673
利差補てん積立金の増減額(△は減少)		△ 2,538	△ 2,097
貸付金の純増(△)減		226,195	373,824
債券の純増減(△)		△ 678,072	△ 272,557
借入金の純増減(△)		3,800	△ 800
資金運用による収入		192,158	190,265
資金調達による支出		△ 109,899	△ 114,893
その他		238,891	△ 55,891
営業活動によるキャッシュ・フロー		△ 133,500	112,118
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の償還による収入		1,975,500	1,982,900
有価証券の取得による支出		△ 1,433,000	△ 2,050,400
有形固定資産の取得による支出		△ 701	△ 342
無形固定資産の取得による支出		△ 1,532	△ 1,945
投資活動によるキャッシュ・フロー		540,266	△ 69,787
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
国庫納付による支出		△ 50,000	△ 30,000
公営競技納付金による収入		19,589	22,676
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 30,410	△ 7,323
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額		-	-
V 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		376,355	35,007
VI 現金及び現金同等物の期首残高		497,337	873,692
VII 現金及び現金同等物の期末残高		873,692	908,700

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	41年～47年	その他	2年～20年
----	---------	-----	--------

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。なお、機構利用のソフトウェアについては、5年で償却しております。

4. 繰延資産の処理方法

債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。

6. 引当金の計上基準

（1）賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金（前払年金費用を含む。）は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金（前払年金費用を含む。）は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

7. 収益の計上基準

機構は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 30 号 令和 2 年 3 月 31 日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取れると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。

また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。

なお、将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。

（2）ヘッジ手段とヘッジ対象

〔1〕ヘッジ手段・・・金利スワップ

ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金

〔2〕ヘッジ手段・・・通貨スワップ

ヘッジ対象・・・外貨建債券

〔3〕ヘッジ手段・・・為替予約

ヘッジ対象・・・外貨預金

（3）ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

（4）ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。

10. 地方公共団体健全化基金の会計処理

機構法第 46 条第 1 項の規定に基づき地方財政法第 32 条の 2 の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、機構法第 46 条第 5 項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第 6 項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。

11. 金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理

金利変動準備金の会計処理については、機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、機構法第 38 条第 1 項、第 3 項、同法附則第 9 条第 8 項及び第 10 項の規定に基づき、財省令第 34 条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成 20 年政令第 226 号。以下「整備令」という。）第 22 条及び第 23 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、機構法附則第 9 条第 9 項、第 10 項、第 13 条第 5 項及び第 7 項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成 20 年総務省・財務省令第 2 号。以下「管理業務省令」という。）第 1 条から第 3 条まで、同省令附則第 3 条及び第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

12. 利差補てん積立金の会計処理

旧公庫が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、機構法附則第 9 条第 13 項、第 13 条第 8 項、整備令第 26 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、管理業務省令第 5 条に定めるところにより算出した額を計上しております。

13. 管理勘定利益積立金の会計処理

管理勘定において生じた利益については、機構法附則第 13 条第 8 項及び整備令第 26 条第 2 項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。

追加情報

国庫納付について

機構法附則第 14 条の規定による公庫債権金利変動準備金等の帰属について、令和 7 年度においては、「令和 7 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（令和 7 年総務省・財務省令第 1 号）に基づき、2,000 億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。

注記事項等

(重要な会計上の見積り関係)

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

前事業年度末 (令和6年3月31日現在)	当事業年度末 (令和7年3月31日現在)
—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

機構は、貸付先の破綻等に備えるための貸倒引当金を以下の点から計上しておりません。

- ・「(貸借対照表関係) 2. 貸付金」に記載のとおり、現在破産更生債権及びこれらに準ずる債権等がなく、過去における貸倒実績がないこと
 - ・「(金融商品関係) 1. (3) [1] ① 貸付債権に係る信用リスク」に記載のとおり、機構の貸付対象は地方公共団体に限定されており、貸倒れ(デフォルト)が生じないような仕組みとなっていること
- 上記の点は翌事業年度においても同様と見込まれ、翌事業年度の財務諸表に与える影響はございません。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度末 (令和6年3月31日現在)	当事業年度末 (令和7年3月31日現在)
1,132 百万円	907 百万円

2. 貸付金

貸付金のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

3. 担保提供資産

機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等の一般担保に供しております。

項目	前事業年度末 (令和6年3月31日現在)	当事業年度末 (令和7年3月31日現在)
地方公共団体金融機構債券等の額	18,949,328 百万円	18,677,661 百万円

4. 特別法上の準備金等

(1) 金利変動準備金

機構法第38条第1項、第3項、同法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。

(2) 公庫債権金利変動準備金

機構法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。

(3) 利差補てん積立金

機構法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。

(損益計算書関係)

1. 当期純利益の勘定別内訳

項目	前事業年度 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)
一般勘定	36,292 百万円	36,232 百万円
管理勘定	一百万円	一百万円

2. 公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について

省令に基づき、公庫債権金利変動準備金を取り崩し、同額を国に納付しております。

項目	前事業年度 (自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日)	当事業年度 (自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)
省令	「令和 5 年度及び令和 6 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和 5 年総務省・財務省令第 3 号)による改正後の「令和 5 年度及び令和 6 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和 2 年総務省・財務省令第 1 号)	「令和 6 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令の一部を改正する省令」(令和 6 年総務省・財務省令第 6 号)による改正後の「令和 6 年度における地方公共団体金融機構法附則第 14 条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」(令和 2 年総務省・財務省令第 1 号)
金額	500 億円	300 億円

(収益認識関係)

機構の顧客との契約から生じた主たる収益は以下のとおりです。

役務取引等収益

役務取引等収益には、株式会社日本政策金融公庫からの委託を受けて行う資金の貸付けに係る手数料が含まれ、貸付けを実行又は回収した利息を顧客に払い込んだ時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信託を強化するためには、地政学的リスクなど様々なリスクが高まる中、金利リスクなど機構が抱える各種リスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク(債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク)が大きいという特性があります。

このため、機構においては、所要の金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別に ALM 委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM 委員会では、シナリオ分析、VaR 分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画の策定等の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

[1]信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

① 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

- a. 国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。
- b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。
- c. 財政健全化法において、財政指標が早期健全化基準に該当する地方公共団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する地方公共団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は銀行法及び金融再生法の適用を受けませんが、適切なリスク管理の観点から、独自の規程に基づき自己査定を実施しております。

② 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

[2]市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。

① 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a. 借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

- ・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。
- ・地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね 2 年以下とする令和 5 年度から令和 7 年度までの中期の管理指標を設定しております。

- ・この管理指標を基準として、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の4分の1程度を占める臨時財政対策債について、5年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。また、資金調達においては、その時々金利環境や市場ニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。
- ・なお、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定の公庫債権金利変動準備金においては、機構法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金の一部を国に帰属させることとされております。これは、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に運営されていると認められる場合において、公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときに国に帰属させるものです。
- ・令和6年度には、森林整備などの推進に係る森林環境譲与税の譲与額の増額のため、令和2年度から令和6年度までの5年間で総額2,300億円として定めた額の内、最終年度分として300億円を国に帰属させました。
- ・同様に、令和6年度に地方交付税の総額確保のために予定していた公庫債権金利変動準備金(2,000億円)を国に帰属させることについては、国の令和6年度補正予算において、活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとされました。
- ・令和7年度には、地方交付税の総額確保のため、2,000億円を国に帰属させる予定となっております。

b. 調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

② 為替リスク等

債券発行に伴う元金金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③ 市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップによる管理指標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (令和6年3月31日現在)	当事業年度末 (令和7年3月31日現在)
金利が10ベース・ポイント高い場合	24,436 百万円減少	20,738 百万円減少
金利が10ベース・ポイント低い場合	24,747 百万円増加	20,992 百万円増加

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理指標としては定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合の当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価の想定

項目	前事業年度末 (令和6年3月31日現在)	当事業年度末 (令和7年3月31日現在)
金利が10 ベーシス・ポイント高い場合	5,170 百万円減少	3,837 百万円減少
金利が10 ベーシス・ポイント低い場合	5,211 百万円増加	3,864 百万円増加

[3]流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、月ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前事業年度末（令和6年3月31日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	23,074,004	22,709,260	△364,744
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	204,500	204,500	—
(3) 現金預け金	873,692	873,692	—
(4) 金融商品等差入担保金	—	—	—
資産計	24,152,197	23,787,453	△364,744
(1) 債券	18,949,328	18,547,846	△401,482
(2) 借入金	530,300	526,817	△3,482
(3) 金融商品等受入担保金	413,091	413,091	—
負債計	19,892,719	19,487,754	△404,964
デリバティブ取引（*）	—	—	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—

当事業年度末（令和7年3月31日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 貸付金	22,700,180	21,197,673	△1,502,507
(2) 有価証券			
満期保有目的のもの	272,000	272,000	—
(3) 現金預け金	908,700	908,700	—
(4) 金融商品等差入担保金	—	—	—
資産計	23,880,880	22,378,373	△1,502,507
(1) 債券	18,677,661	17,501,886	△1,175,775
(2) 借入金	529,500	518,032	△11,467
(3) 金融商品等受入担保金	370,616	370,616	—
負債計	19,577,777	18,390,534	△1,187,242
デリバティブ取引（*）	102	102	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	102	102	—

（*）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

(注1) 有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(2) デリバティブ取引 (ヘッジ会計が適用されているもの)

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

前事業年度末 (令和6年3月31日現在)

(単位: 百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	※1
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,898,042	1,554,715	※3	
為替予約等の 振当処理	為替予約	外貨預金	24,100	—	※3	
合計			1,942,142	1,574,715		

当事業年度末 (令和7年3月31日現在)

(単位: 百万円)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ 対象	契約額等		時価	当該時価の 算定方法
				うち1年超		
原則的処理	金利スワップ取引 支払変動・受取固定	債券 長期借入金	—	—	—	※1
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	20,000	20,000	※2	
通貨スワップの 振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,868,110	1,536,900	※3	※3
			150,930	150,930	102	※4
為替予約等の 振当処理	為替予約	外貨預金	—	—	※3	
合計			2,039,040	1,707,830	102	

※1 原則的処理による金利スワップの時価は、金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

※2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※3 通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

※4 将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。当該通貨スワップの時価は、為替等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度末（令和6年3月31日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,785,747	1,756,567	1,709,512	1,643,920	1,572,957	6,390,024	6,477,781	1,681,323	56,169
有価証券 満期保有目的 のもの	204,500	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	873,692	—	—	—	—	—	—	—	—

当事業年度末（令和7年3月31日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,777,570	1,745,215	1,699,225	1,633,913	1,571,802	6,185,416	6,365,063	1,657,683	64,288
有価証券 満期保有目的 のもの	272,000	—	—	—	—	—	—	—	—
預け金	908,700	—	—	—	—	—	—	—	—

(注3) 債券及び借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度末（令和6年3月31日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,012,996	2,069,380	1,476,386	1,782,405	1,455,107	5,397,400	4,279,144	369,000	111,000
借入金	83,400	88,000	104,500	140,000	97,800	13,000	3,600	—	—

当事業年度末（令和7年3月31日現在）

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,069,380	1,476,386	1,782,405	1,595,107	1,601,498	5,188,296	4,508,144	361,000	99,000
借入金	88,000	104,500	140,000	97,800	82,600	13,000	3,600	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度末（令和6年3月31日現在）

該当なし

当事業年度末（令和7年3月31日現在）

（単位：百万円）

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	102	—	102
デリバティブ取引計	—	102	—	102

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
前事業年度末（令和6年3月31日現在）

（単位：百万円）

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)貸付金	—	—	22,709,260	22,709,260
(2)有価証券 満期保有目的のもの	—	204,500	—	204,500
(3)現金預け金	—	873,692	—	873,692
(4)金融商品等差入担保金	—	—	—	—
資産計	—	1,078,192	22,709,260	23,787,453
(1)債券	—	18,547,846	—	18,547,846
(2)借入金	—	526,817	—	526,817
(3)金融商品等受入担保金	—	413,091	—	413,091
負債計	—	19,487,754	—	19,487,754
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—	—
デリバティブ取引計	—	—	—	—

当事業年度末（令和7年3月31日現在）

（単位：百万円）

	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
(1)貸付金	—	—	21,197,673	21,197,673
(2)有価証券 満期保有目的のもの	—	272,000	—	272,000
(3)現金預け金	—	908,700	—	908,700
(4)金融商品等差入担保金	—	—	—	—
資産計	—	1,180,700	21,197,673	22,378,373
(1)債券	—	17,501,886	—	17,501,886
(2)借入金	—	518,032	—	518,032
(3)金融商品等受入担保金	—	370,616	—	370,616
負債計	—	18,390,534	—	18,390,534

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資産

(1) 貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、決算日現在の国債レートを
用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち、繰上償還については、過去一定期間の繰上償還実績額が過去一定期間の定期償還額に占め
る割合を算出し、後年の定期償還額に乗じて算定を行っております。

また、利率見直し方式の債権については、時価算定時点での適用利率に対し、利率見直し適用債権の
平均利下げ率を反映した上で算定を行っております。

このため、当該繰上償還の見込額及び利下げ率が観察不能であることから、レベル3の時価に分類し
ております。

(2) 有価証券

有価証券は譲渡性預金であり、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベ
ル2に分類し、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て
短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価と
しております。

(4) 金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短
期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価とし
ております。

負債

(1) 債券

機構の発行する債券の時価は、相場価格のあるものについては相場価格によって時価を算定し、相場
価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる
利率で割り引いて時価を算定しております。相場価格のあるものであっても市場が活発ではないこと
から、ともにレベル2に分類しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該通貨スワップと一
体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で
割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

なお、変動金利による債券についても、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワ
ップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられ
る利率で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(2) 借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率
で割り引いて時価を算定していることから、レベル2に分類しております。

(3) 金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短
期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、レベル2に分類し、当該帳簿価額を時価とし
ております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引

金利スワップ及び評価差額を繰延ヘッジ損益として計上した通貨スワップの時価は、金利及び為替
等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類して
おります。

(注2) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル3の時価に関する情報
該当なし

(有価証券関係)

満期保有目的の債券で時価のあるもの

前事業年度末（令和6年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	譲渡性預金	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	譲渡性預金	204,500	204,500	—
	小計	204,500	204,500	—
合計		204,500	204,500	—

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

当事業年度末（令和7年3月31日現在）

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	譲渡性預金	272,000	272,000	—
	小計	272,000	272,000	—
合計		272,000	272,000	—

(注) 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。

(デリバティブ取引関係)

1. 取引の内容

機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。

2. 取組方針及び利用目的

金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。

金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。

なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。

(1) ヘッジ会計の方法

金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。なお、将来の債券発行をヘッジ対象とする場合には、当該予定取引が実行されるまで、決算日において通貨スワップを時価評価したことによる評価差額を繰延ヘッジ損益として計上して繰り延べております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

- [1] ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金
- [2] ヘッジ手段・・・通貨スワップ
ヘッジ対象・・・外貨建債券
- [3] ヘッジ手段・・・為替予約
ヘッジ対象・・・外貨預金

(3) ヘッジ方針

金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。

また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。

3. 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。

ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間に ISDA マスター契約及び CSA を締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。

4. 取引に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。

また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付型の制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

項目	前事業年度末 (令和6年3月31日現在)	当事業年度末 (令和7年3月31日現在)
期首における退職給付引当金	74 百万円	45 百万円
退職給付費用	△20 百万円	20 百万円
退職給付の支払額	0 百万円	- 百万円
制度への拠出額	8 百万円	9 百万円
前払年金費用	<u>- 百万円</u>	<u>△21 百万円</u>
期末における退職給付引当金	<u>45 百万円</u>	<u>78 百万円</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表

項目	前事業年度末 (令和6年3月31日現在)	当事業年度末 (令和7年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	215 百万円	212 百万円
年金資産	<u>△236 百万円</u>	<u>△233 百万円</u>
	△21 百万円	△21 百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>67 百万円</u>	<u>78 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>45 百万円</u>	<u>56 百万円</u>
退職給付引当金	45 百万円	78 百万円
前払年金費用	<u>- 百万円</u>	<u>△21 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>45 百万円</u>	<u>56 百万円</u>

(注) 貸借対照表に計上されている前払年金費用には、役員分が含まれております。

(3) 退職給付に関連する損益

項目	前事業年度末 (令和6年3月31日現在)	当事業年度末 (令和7年3月31日現在)
簡便法で計算した退職給付費用	△20 百万円	20 百万円

(勘定別情報関係)

勘定別情報（貸借対照表関係）

I 前事業年度

(令和6年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	19,639,348	3,434,656		23,074,004
有価証券	204,500			204,500
現金預け金	873,692			873,692
その他資産	3,580	1,964		5,545
有形固定資産	2,933			2,933
無形固定資産	3,447			3,447
一般勘定貸		436,101	△ 436,101	
資産の部合計	20,727,501	3,872,722	△ 436,101	24,164,123
負債の部				
債券	15,849,018	3,100,309		18,949,328
借入金	530,300			530,300
金融商品等受入担保金	413,091			413,091
その他負債	4,276	2,530		6,807
賞与引当金	60			60
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	45			45
役員退職慰労引当金	15			15
地方公共団体健全化基金	926,499			926,499
基本地方公共団体健全化基金	926,499			926,499
管理勘定借	436,101		△ 436,101	
特別法上の準備金等	2,200,000	712,073		2,912,073
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		708,654		708,654
利差補てん積立金		3,419		3,419
負債の部合計	20,359,419	3,814,913	△ 436,101	23,738,231
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	370,406			370,406
一般勘定積立金	370,406			370,406
評価・換算差額等	△ 18,926			△ 18,926
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	368,082	57,808		425,891
負債及び純資産の部合計	20,727,501	3,872,722	△ 436,101	24,164,123

Ⅱ 当事業年度

(令和7年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	19,908,218	2,791,962		22,700,180
有価証券	272,000			272,000
現金預け金	908,700			908,700
その他資産	4,940	1,587		6,527
有形固定資産	2,807			2,807
無形固定資産	3,583			3,583
前払年金費用	25			25
一般勘定貸		543,438	△ 543,438	
資産の部合計	21,100,273	3,336,988	△ 543,438	23,893,823
負債の部				
債券	16,129,614	2,548,047		18,677,661
借入金	529,500			529,500
金融商品等受入担保金	370,616			370,616
その他負債	3,858	2,483		6,341
賞与引当金	63			63
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	78			78
役員退職慰労引当金	11			11
地方公共団体健全化基金	931,870			931,870
基本地方公共団体健全化基金	931,870			931,870
管理勘定借	543,438		△ 543,438	
特別法上の準備金等	2,200,000	728,649		2,928,649
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		727,327		727,327
利差補てん積立金		1,321		1,321
負債の部合計	20,709,062	3,279,179	△ 543,438	23,444,803
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	406,639			406,639
一般勘定積立金	406,639			406,639
評価・換算差額等	△ 32,029			△ 32,029
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	391,211	57,808		449,020
負債及び純資産の部合計	21,100,273	3,336,988	△ 543,438	23,893,823

(注)

- 一般勘定、管理勘定
管理勘定は、機構法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。
- 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金
損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、機構法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、同法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。
- 一般勘定貸、管理勘定借
機構法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

勘定別情報（損益計算書関係）

I 前事業年度

（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	133,471	79,689	△ 4,042	209,118
資金運用収益	116,013	75,934		191,948
役務取引等収益	66			66
その他業務収益	99			99
その他経常収益	17,003			17,003
地方公共団体健全化基金受入額	16,964			16,964
その他の経常収益	39			39
管理勘定事務受託費	287		△ 287	
一般勘定貸受取利息		4	△ 4	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		3,750	△ 3,750	
経常費用	97,179	25,139	△ 4,042	118,277
資金調達費用	86,192	24,782		110,974
役務取引等費用	211	63		275
その他業務費用	2,712			2,712
営業経費	4,308	6		4,314
その他経常費用	0			0
管理勘定借支払利息	4		△ 4	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	3,750		△ 3,750	
一般勘定事務委託費		287	△ 287	
経常利益	36,292	54,549	－	90,841
特別利益	－	52,538	－	52,538
公庫債権金利変動準備金取崩額		50,000		50,000
利差補てん積立金取崩額		2,538		2,538
特別損失	－	107,088	－	107,088
公庫債権金利変動準備金繰入額		57,088		57,088
国庫納付金		50,000		50,000
当期純利益	36,292	－	－	36,292

Ⅱ 当事業年度

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	146,392	66,139	△ 3,907	208,625
資金運用収益	128,631	62,514		191,146
役務取引等収益	62			62
その他業務収益	3			3
その他経常収益	17,413			17,413
地方公共団体健全化基金受入額	17,304			17,304
その他の経常収益	108			108
管理勘定事務受託費	282		△ 282	
一般勘定貸受取利息		329	△ 329	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		3,295	△ 3,295	
経常費用	110,160	19,564	△ 3,907	125,816
資金調達費用	97,885	18,993		116,879
役務取引等費用	215	49		264
その他業務費用	3,532	212		3,744
営業経費	4,901	26		4,928
管理勘定借支払利息	329		△ 329	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	3,295		△ 3,295	
一般勘定事務委託費		282	△ 282	
経常利益	36,232	46,575	－	82,808
特別利益	－	32,097	－	32,097
公庫債権金利変動準備金取崩額		30,000		30,000
利差補てん積立金取崩額		2,097		2,097
特別損失	－	78,673	－	78,673
公庫債権金利変動準備金繰入額		48,673		48,673
国庫納付金		30,000		30,000
当期純利益	36,232	－	－	36,232

⑤【附属明細書】

当事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

1. 有形固定資産等明細書

（単位：百万円）

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	1,012	2	2	1,012	531	18	480
土地	1,332	-	-	1,332	-	-	1,332
その他の有形固定資産	1,721	1,050	1,400	1,370	376	191	994
有形固定資産計	4,065	1,052	1,402	3,714	907	210	2,807
無形固定資産							
ソフトウェア	1,825	3,536	655	4,706	1,125	716	3,580
その他の無形固定資産	2,686	2	2,686	2	-	-	2
無形固定資産計	4,511	3,538	3,341	4,708	1,125	716	3,583

2. 地方公共団体金融機構債券等明細書

（単位：百万円）

銘 柄	発行年月日	当期首 残高	当期末 残高	利率(%)	償還 期限
政府保証債（国内債） 第59回～第123回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月14日 ～令和2年1月21日	2,135,000	1,705,000 (500,000)	0.001 ～0.669	10年
政府保証債（国内債） 8年第6回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成28年9月27日 ～平成29年2月24日	120,005	-	0.001 ～0.095	8年
政府保証債（国内債） 4年第11回～第15回地方公共団体金融機構債券	令和2年8月28日 ～令和6年9月27日	220,136	300,026 (160,026)	0.001 ～0.494	4年
非政府保証公募債 5年第25回～第36回地方公共団体金融機構債券	平成31年4月18日 ～令和6年12月20日	149,000	170,000 (30,000)	0.001 ～0.809	5年
非政府保証公募債 第59回～第190回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月17日 ～令和7年3月21日	3,128,000	3,098,000 (255,000)	0.049 ～1.643	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第117回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～令和7年1月24日	2,160,000	2,268,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～令和6年10月22日	233,000	266,000	0.446 ～2.253	30年
非政府保証公募債 40年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日 ～令和2年9月24日	40,000	40,000	0.646 ～0.882	40年

非政府保証公募債 F 2 ～ 6、8 ～ 11、13 ～ 14、16、28、37、43、45 ～ 47、49、51 ～ 52、55 ～ 56、59 ～ 68、71、73、76 ～ 80、82 ～ 85、88 ～ 90、93、95 ～ 98、102、104、107 ～ 109、112、115 ～ 125、128 ～ 134、136 ～ 139、142 ～ 143、145 ～ 152、156 ～ 164、166 ～ 169、172 ～ 174、176 ～ 179、181 ～ 185、188 ～ 198、200 ～ 210、213 ～ 217、219 ～ 222、224 ～ 228、230 ～ 234、236 ～ 243、245 ～ 250、252 ～ 256、258 ～ 263、265 ～ 270、273 ～ 276、278 ～ 288、291 ～ 298、301 ～ 308、310、318 ～ 319、332 ～ 333、339 ～ 341、343 ～ 345、348 ～ 354、356 ～ 360、368 ～ 369、374 ～ 379、385 ～ 389、392 ～ 395、398、400、404 ～ 406、409 ～ 411、420 ～ 424、426 ～ 443、445 ～ 454、457 ～ 530、532 ～ 559、561 ～ 564、566 ～ 834 回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～令和7年3月27日	3,367,804	3,306,933 (357,000)	0.001 ～2.334	3年 ～40年
非政府保証公募債 F 2 1 1、F 2 4 4 回地方公共団体金融機構債券（変動利付）	平成26年2月26日 ～平成26年7月25日	20,000	20,000	変動	20年 ～30年
非政府保証債（外債） 第43～44、47～48、58、64、67、69～98、100～107 回地方公共団体金融機構債券	平成26年5月1日 ～令和7年1月16日	1,891,998	1,861,962 〔8,879百万米ドル〕 〔1,415百万豪ドル〕 〔4,880百万ユーロ〕 (331,132)	0.010 ～5.125	3年 ～15年
非政府保証債（外債） 第99 回地方公共団体金融機構債券	令和4年10月26日	3,730	3,730 〔25百万米ドル〕	変動	5年
縁故債 A 号第5 1 回～第1 8 2 回地方公共団体金融機構債券	平成26年4月17日 ～令和7年3月21日	1,810,000	1,660,000 (300,000)	0.069 ～1.673	10年
縁故債 B 号第1 回～第1 1 3 回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和7年3月21日	745,500	853,000 (34,000)	0.069 ～1.673	10年
縁故債 C 号第1 回～第1 1 3 回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～令和7年3月21日	975,000	1,107,000	0.190 ～2.329	20年
縁故債 D 号第1 回～第1 0 8 回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～令和7年3月21日	1,190,000	1,340,000	0.190 ～2.329	20年
地方公共団体金融機構債券小計	-	18,239,175	18,049,652	-	-
非政府保証公募債 2 0 年第1 回～第2 回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,985	84,988	2.070 ～2.290	20年
地方公営企業等金融機構債券小計	-	84,985	84,988	-	-
非政府保証公募債 2 0 年第9 回～第2 5 回公営企業債券	平成16年10月21日 ～平成20年6月16日	419,953	339,970 (99,997)	2.030 ～2.580	20年
非政府保証公募債 3 0 年第1 回～第1 0 回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,933	189,939	2.390 ～2.950	30年
非政府保証公募債 定時償還第1 回～第3 回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	15,280	13,110 (2,170)	1.390 ～2.010	28年
公営企業債券小計	-	625,167	543,020	-	-
合 計	-	18,949,328	18,677,661	-	-

- (注) 1. 機構法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等18,677,661百万円の一般担保に供しております。
2. 「非政府保証債（外債）第43～44、47～48、58、64、67、69～98、100～107回地方公共団体金融機構債券」及び「非政府保証債（外債）第99回地方公共団体金融機構債券」の「当期末残高」欄の〔 〕は外貨建による金額です。
3. 「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。
4. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
債券	2,069,380	1,476,386	1,782,405	1,595,107	1,601,498

3. 借入金等明細書

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期末残高	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	83,400	88,000	0.107	令和7年9月3日 ～令和8年3月19日
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	446,900	441,500	0.339	令和8年9月16日 ～令和22年3月16日
合 計	530,300	529,500	-	-

- (注) 1. 平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
2. 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
借入金	88,000	104,500	140,000	97,800	82,600

4. 引当金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
賞与引当金	60	63	60	-	63
役員賞与引当金	10	10	10	-	10
役員退職慰労引当金	15	9	13	-	11

5. 金利変動準備金等明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首 残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
			うち 繰入額等		うち 繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	-	-	-	-	2,200,000
公庫債権金利変動準備金	708,654	48,673	-	30,000	-	727,327
合 計	2,908,654	48,673	-	30,000	-	2,927,327

(注) 「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

(単位：百万円)

区 分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	926,499	22,676	-	17,304	-	931,870
合 計	926,499	22,676	-	17,304	-	931,870

- (注) 1. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が機構法第46条第1項に規定する納付金の同法第46条第2項に基づく受入額です。
2. 「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、機構法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

(2) 【決算報告書】

貸借対照表（令和7年3月31日現在）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
貸付金	22,721,800	22,700,180	△ 21,619	
有価証券及び現金預け金	1,066,898	1,180,700	113,802	
金融商品等差入担保金	1,590	-	△ 1,590	
その他資産	5,272	6,527	1,255	
有形固定資産及び無形固定資産	7,595	6,390	△ 1,204	
前払年金費用	-	25	25	
資 産 合 計	23,803,156	23,893,823	90,667	
債券	18,834,213	18,677,661	△ 156,551	
借入金	521,900	529,500	7,600	
金融商品等受入担保金	328,221	370,616	42,395	
その他負債	6,436	6,341	△ 94	
賞与引当金	-	63	63	
役員賞与引当金	-	10	10	
退職給付引当金	-	78	78	
役員退職慰労引当金	-	11	11	
地方公共団体健全化基金	926,505	931,870	5,365	
基本地方公共団体健全化基金	926,505	931,870	5,365	
特別法上の準備金等	2,727,511	2,928,649	201,138	
金利変動準備金	2,200,000	2,200,000	-	
公庫債権金利変動準備金	526,192	727,327	201,135	
利差補てん積立金	1,319	1,321	2	
負 債 合 計	23,344,787	23,444,803	100,016	
地方公共団体出資金	16,602	16,602	0	
利益剰余金	399,006	406,639	7,633	
一般勘定積立金	399,006	406,639	7,633	
評価・換算差額等	△ 15,048	△ 32,029	△ 16,981	
管理勘定利益積立金	57,809	57,808	△ 0	
純 資 産 合 計	458,369	449,020	△ 9,348	
負 債 ・ 純 資 産 合 計	23,803,156	23,893,823	90,667	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- （1）貸付金は、貸付額が予定を下回ったことによる減
- （2）有価証券及び現金預け金は、公庫債権金利変動準備金及び金融商品等受入担保金が予定を上回ったこと等による増
- （3）金融商品等差入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の差入額が予定を下回ったことによる減
- （4）その他資産は、未収収益が予定を上回ったことによる増
- （5）有形固定資産及び無形固定資産は、新業務システムに係る経費が予定を下回ったこと等による減
- （6）債券は、債券発行額が予定を下回ったことによる減
- （7）借入金は、新規借入額が予定を上回ったことによる増
- （8）金融商品等受入担保金は、担保付スワップ（CSA）契約に基づく担保の受入額が予定を上回ったことによる増
- （9）基本地方公共団体健全化基金は、公営競技納付金が想定を上回ったこと等による増
- （10）公庫債権金利変動準備金は、国庫納付時期が一部見直しになったことに伴う国庫納付の減額による増
- （11）一般勘定積立金は、当期純利益が予定を上回ったことによる増
- （12）評価・換算差額等は、予算策定時からの金利変動による繰延ヘッジ損益の減

3. その他

「有価証券及び現金預け金」及び「有形固定資産及び無形固定資産」の予算額を訂正している。

損益計算書（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

（単位：百万円）

区 分	予 算 額	決 算 額	差 額	備 考
経常収益	199,223	208,625	9,402	
資金運用収益	185,350	191,146	5,796	
貸付金利息	185,302	185,718	416	
有価証券利息及び預け金利息	0	2,692	2,692	
金利スワップ受入利息	-	1,657	1,657	
その他の受入利息	47	1,078	1,031	
役務取引等収益	62	62	0	
その他業務収益	-	3	3	
その他経常収益	13,811	17,413	3,602	
地方公共団体健全化基金受入額	13,800	17,304	3,504	
その他の経常収益	11	108	97	
経常費用	123,894	125,816	1,922	
資金調達費用	114,405	116,879	2,474	
債券利息	112,983	115,445	2,462	
借入金利息	1,422	1,323	△ 98	
金利スワップ支払利息	-	109	109	
役務取引等費用	251	264	13	
その他業務費用	3,038	3,744	706	
営業経費	6,201	4,928	△ 1,272	
人件費	1,061	1,019	△ 41	
業務費	3,244	2,363	△ 880	
その他の営業経費	1,896	1,544	△ 351	
経常利益	75,328	82,808	7,480	
特別利益	232,100	32,097	△ 200,002	
公庫債権金利変動準備金取崩額	230,000	30,000	△ 200,000	
利差補てん積立金取崩額	2,100	2,097	△ 2	
特別損失	277,562	78,673	△ 198,888	
公庫債権金利変動準備金繰入額	47,562	48,673	1,111	
国庫納付金	230,000	30,000	△ 200,000	
当期純利益	29,865	36,232	6,367	

【注記事項】

（重要な会計方針及びその他の注記）

1. 作成目的及び作成基準

地方公共団体金融機構法第三十六条第一項及び第二項の規定により総務大臣に提出するため、地方公共団体金融機構会計規程第三十八条第三項の規定に基づき定めた決算報告書作成基準に準拠して、決算報告書を作成している。

2. 予算額と決算額の差額が10億円以上の区分とその理由

- （1）有価証券利息及び預け金利息は、金利が想定を上回ったことによる増
- （2）金利スワップ受入利息は、予算では計上していなかったことによる増
- （3）その他の受入利息は、繰上償還補償金が予定を上回ったことによる増
- （4）地方公共団体健全化基金受入額は、公営競技納付金が想定を上回ったことによる増
- （5）債券利息は、金利が想定を上回ったことによる増
- （6）公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金は、国庫納付時期が一部見直しになったことに伴う国庫納付の減額による減
- （7）公庫債権金利変動準備金繰入額は、繰上償還補償金が予定を上回ったことによる増

(関係規程)

地方公共団体金融機構会計規程(平成20年8月1日地公機規程第4号)(抜粋)

(適用)

第2条 機構の財務及び会計の処理に関しては、地方公共団体金融機構法(平成19年法律第64号。以下「機構法」という。)、同法に基づく命令他関係法令その他機構の財務及び会計に関し適用又は準用される法令等の規程(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(年度決算)

第38条 理事長は、毎事業年度終了後、決算のための整理を行い、決算報告書、事業報告書及び次の各号に掲げる財務諸表を作成しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 損益計算書
- (3) 利益の処分又は損失の処理に関する書類
- (4) 純資産変動計算書
- (5) キャッシュ・フロー計算書
- (6) 附属明細書

2 前項各号に掲げる財務諸表に関する作成責任者は、管理部長とする。

3 決算報告書の作成方法については、理事長が別に定めるところによる。

決算報告書作成基準(令和2年3月26日決定)

地方公共団体金融機構会計規程(平成20年8月1日地公機規程第4号。以下「会計規程」という。)第38条第3項の規定に基づき決算報告書の作成方法を次のとおり定める。

1 決算報告書

地方公共団体金融機構法(以下「法」という。)第36条第1項及び第2項の規定により総務大臣に提出するため、決算報告書を作成する。決算報告書は、予算額と決算額を併記する形式とし、別記様式により作成する。

2 記載事項

決算報告書の「予算額」の欄には法第34条第1項の規定により作成する予算の区分に従い金額を記載する。また、「決算額」の欄には法第36条第1項の規定により作成した財務諸表の科目に従い金額を記載する。ただし、下表に掲げる区分の決算額については、それぞれに定める内容の金額を記載するものとする。

(1) 貸借対照表

区分	内容
有価証券及び現金預け金	貸借対照表の「有価証券」と「現金預け金」の合計額
有形固定資産及び無形固定資産	貸借対照表の「有形固定資産」と「無形固定資産」の合計額

(2) 損益計算書

区分	内容
貸付金利息	長期貸付金利息、短期貸付金利息及びその他の貸付金利息の合計額
有価証券利息及び預け金利息	長期国債利息、短期国債利息、地方債利息、譲渡性預金利息、政府保証債利息、その他の証券利息、普通預金利息、定期預金利息及び外貨預金利息の合計額
金利スワップ受入利息	金利スワップに係る受入利息
その他の受入利息	「貸付金利息」、「有価証券利息及び預け金利息」及び「金利スワップ受入利息」以外に受け入れた利息の合計額
債券利息	国内債券利息及び国外債券利息の合計額
借入金利息	長期借入金利息、短期借入金利息及びその他の借入金利息の合計額
金利スワップ支払利息	金利スワップに係る支払利息
その他の支払利息	「債券利息」、「借入金利息」及び「金利スワップ支払利息」以外に支払った利息の合計額
人件費	役員給、職員給料、職員諸手当及び法定福利費の合計額
業務費	損益計算書の「営業経費」から「人件費」及び「その他の営業経費」を差し引いた額
その他の営業経費	租税公課、賠償償還及び払戻金、減価償却費及び退職給付費用の合計額

3 注記事項

別記様式には、当基準に準拠して作成している旨を記載すること。

また、予算額と決算額の差額が10億円以上の区分については、その理由を記載すること。

附 則

この基準は、令和2年3月31日から施行する。

別記様式(略)

(3) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（令和7年3月31日現在）の主な資産及び負債の内容は、次のとおりです。

① 資産の部

現金預け金 銀行への預け金 908,700 百万円です。

その他資産 未収収益 6,309 百万円（未収貸付金利息 5,509 百万円その他）、その他の資産 218 百万円（差入保証金 109 百万円、通貨スワップ資産 102 百万円その他）です。

② 負債の部

その他負債 未払費用 5,613 百万円（未払債券利息 5,205 百万円その他）、その他の負債 715 百万円（未払金 715 百万円その他）その他です。

(4) 【その他】

該当事項はありません。

第6【機構の参考情報】

機構のホームページにおいて、業務内容・実績、財務状況、投資家への情報等を公開しております。

（アドレス：<https://www.jfm.go.jp/>）

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和7年5月29日

地 方 公 共 団 体 金 融 機 構

理 事 長 内 藤 尚 志 殿

EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	伊 澤 賢 司
-------------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	大 村 真 敏
-------------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	橋 本 宜 幸
-------------------------	-------	---------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構法（以下「法」という。）第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、機構の令和7年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、会計監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
機構は、【金融商品に関する注記】に記載のとおり、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）をヘッジするために活用している金利スワップに対してヘッジ会計を適用している。 ヘッジ会計の適用に当たっては、【デリバティブ取引に関する注記】に記載のとおり、資金調達方法である債券及び長期借入金をヘッジ対象とし、金利スワップをヘッジ手段として繰延ヘッジ処理を採用するとともに、ヘッジ有効性評価にあたっては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなし、有効性の判定に代えている。また、将来の債券発行をヘッジ対象として金利スワップ取引を行う場合には、当該債券発行が予定取引に該当するか否かを判断しヘッジ会計を適用している。 当事業年度において、貸借対照表の評価・換算差額等に繰延ヘッジ損益として△32,029百万円が計上されており、このうち当該金利スワップに係る繰延ヘッジ損益が大部分を占めている。 資金調達方法の多様化やリスク管理手法の高度化に伴い、金利リスク等に対処するためのデリバティブ取引も複雑になることが想定されるとともに、金利スワップにおける想定元本は、資金調達額（1件当たり数十億円から数百億円程度）と同額であり、取引規模と頻度を踏まえると、締結したデリバティブ取引が結果としてヘッジ会計の要件を満たしていなかった場合、デリバティブ取引の原則的な会計処理を行うこととなり、損益に対して大きな影響を与える可能性がある。 以上より、当監査法人は、パイプラインリスク（金利変動リスク）に対するデリバティブ取引へのヘッジ会計の適用が、当事業年度において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、機構のデリバティブ取引がヘッジ会計の適用要件を満たしていること等を検討するために、主として以下の監査手続を実施した。 (1) <u>内部統制の整備・運用状況の評価</u> デリバティブ取引の締結及びヘッジ会計の適用に係る内部統制の整備・運用状況の評価した。 (2) <u>デリバティブ取引が漏れなく正確に把握されていることの検討</u> 機構が契約する全てのデリバティブ取引がデリバティブ取引の管理表に記録されていることを検討するために、以下を実施した。 ・ 期首にデリバティブ取引を締結する可能性がある相手先を決定した決裁文書の閲覧及び当該文書に記載された全ての相手先からの当事業年度末におけるデリバティブ取引の残高確認状の入手 ・ 入手した残高確認状にデリバティブ取引の管理表に記録されている取引以外の取引が記載されていないことの検討 ・ 機構が決定した相手先以外の金融機関から入手した残高確認状にデリバティブ取引が記載されていないことの検討 (3) <u>機構によるヘッジ有効性評価の検討</u> 機構が、繰延ヘッジ処理を採用している債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいて、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っていることを検討するために、以下を実施した。 ・ デリバティブ取引の管理表に記録された全ての金利スワップの想定元本及び契約期間が、ヘッジ対象たる債券及び長期借入金の元本金額及び償還期間（又は満期）と一致していることの検討 ・ 金利スワップの利息の受払条件が、債券及び長期借入金の固定利息を実質的に変動利息に変換するものとなっていることの検討 ・ 予定取引をヘッジ対象としている場合、金利スワップの利息の受払条件が、変動利息を固定利息に実質的に変換するも

	のとなっていることの検討 (4) <u>機構による予定取引の実行可能性等の評価の検討</u> ヘッジ対象となる将来の債券発行が、契約は成立していないが、主要な取引条件が合理的に予測可能であり、かつ、その実行される可能性が極めて高い予定取引であるという機構の判断の妥当性を評価するために、以下を実施した。 ・ 機構の過去の債券発行実績と貸付及び資金調達計画を閲覧、及び資金調達部署の担当者への質問 ・ ヘッジ対象となる将来の債券発行予定額が過去の一定期間の平均発行高の範囲内であり、かつ貸付からヘッジ対象となる将来の債券発行までの期間がおおむね1年未満であることの検討 (5) <u>ヘッジ会計の中止に係る会計処理の検討</u> 金利スワップについて、ヘッジ会計を中止した場合、解約時点の清算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられ、ヘッジ対象の金利の調整として償却されていることを検討するために、以下を実施した。 ・ 解約することを相手先と合意した証憑の閲覧による、金利スワップが解約されていることと、解約時点の清算損益の検討 ・ 当該清算損益が繰延ヘッジ損益に振り替えられていることの検討 ・ 繰延ヘッジ損益の償却金額の再計算による、ヘッジ対象の満期までの期間にわたり純損益に配分されていることの検討
--	--

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、機構関係法令及び一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

会計監査人は、監事と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、会計監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<決算報告書監査>

監査意見

当監査法人は、法第37条第1項の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの決算報告書、重要な会計方針及びその他の注記（以下「決算報告書」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の決算報告書が、全ての重要な点において、注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「決算報告書の監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－決算報告書作成の基礎

注記1に記載されているとおり、決算報告書は、機構が法第36条第1項及び第2項の規定により総務大臣に提出するために注記1に記載された会計の基準に準拠して作成されており、したがって、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び法第36条第3項に基づく説明書類に含まれる情報のうち、財務諸表及び決算報告書並びにこれらの監査報告書以外の情報である。理事長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の決算報告書に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

決算報告書監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と決算報告書又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

決算報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、注記1に記載された会計の基準に準拠して決算報告書を作成することにある。また、決算報告書の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事長の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない決算報告書を作成するために理事長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

決算報告書を作成するに当たり、理事長は、継続法人の前提に基づき決算報告書を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

決算報告書の監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての決算報告書に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から決算報告書に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、決算報告書の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 決算報告書の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事長が継続法人を前提として決算報告書を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において決算報告書の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する決算報告書の注記事項が適切でない場合は、決算報告書に対して除外事項付意見を表明することが求められている。会計監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、機構は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 決算報告書の表示及び注記事項が、注記 1 に記載された会計の基準に準拠しているかどうかを評価する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令第 29 条の規定に基づく監査証明を行うため、機構の令和 7 年 3 月 31 日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、機構が令和 7 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、機構から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する理事長及び監事の責任

理事長の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監事の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、会計監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について理事長が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。会計監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

会計監査人は、監事に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

会計監査人は、監事に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに会計監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、機構の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、法第36条第3項に基づく説明書類の「機構の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

機構と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

